

令和 4 年 9 月 15 日

令和 4 年広島県議会 9 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和四年広島県議会九月定例会議案目次（その二）

県第七十二号	広島県個人情報保護に関する法律施行条例……………	一
県第七十三号	広島県自転車活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例……………	七
県第七十四号	個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………	一三
県第七十五号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例……………	二〇
県第七十六号	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	一〇八
県第七十七号	広島県手数料条例等の一部を改正する条例……………	一一〇
県第七十八号	広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例……………	一一九
県第七十九号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例……………	一二一
県第八十号	広島県立自然公園条例の一部を改正する条例……………	一二七
県第八十一号	広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例……………	一三九
県第八十二号	広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	一四二
県第八十三号	工事請負契約の締結について……………	一四四
県第八十四号	工事請負契約の締結について……………	一四六
県第八十五号	工事請負契約の締結について……………	一四八
県第八十六号	工事請負契約の締結について……………	一五〇
県第八十七号	財産の取得について……………	一五二
県第八十八号	広島県水道広域連合企業団の設立について……………	一五四

県第七十二号議案

広島県個人情報保護に関する法律施行条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県個人情報の保護に関する法律施行条例案 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(開示決定等の期限)

第三条 開示決定等は、開示請求があった日から十五日以内に行わなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第四条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面に

より通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第五条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。）に対し開示請求をする者が法第八十九条第二項の規定により納めなければならない手数料の区分及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

- 一 実施機関が法第八十二条第二項の決定をした場合
- 二 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合

三 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第六条 法第八十九条第三項の規定により納めなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第八十九条第四項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第一百五十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第八十九条第三項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額

二 法第一百五十五条（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元

(審議会の設置)

第七条 知事又は実施機関の諮問に応じ、この条例に規定する事項について調査審議するため、附属機関として広島県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、この条例の規定を改正又は廃止しようとする場合には、審議会に諮問することができる。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 番号法第二十八条第一項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取

扱いに関する事項

- 二 前号に掲げるもののほか、特定個人情報ファイルの取扱いに関する重要事項
- 四 審議会は、前二項に規定する諮問を受けた場合において、知事又は実施機関に対し、意見を述べることができる。

(審議会の組織及び運営)

第八条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 事業者を代表する者

三 県議会の議員

- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 審議会は、その権限に属する事務を行うため必要があるときは、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第九条 知事は、毎年一回、各実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(広島県個人情報保護条例の廃止)

第二条 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第二条第一項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員

であつた者に係る旧条例第三条第二項の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第二条第二項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第八条第三項（同条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行前に旧条例第八条第二項の委託を受けた事務に従事していた者
二 前条の規定の施行前に旧条例第八条第四項の規定により同条第二項が準用される指定管理者の指定を受けた法人その他の団体が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

3 前条の規定の施行前に旧条例第九条、第二十二条又は第二十九条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第五十条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報（指定管理者の指定を受けた法人その他の団体にあつては、公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を用いて。以下この項及び次項において同じ。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものである（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者

二 第二項第一号及び第二号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第三項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四条 附則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第五条 この条例の施行の際現に旧条例第四十四条の規定により置かれた広島県個人情報保護審議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に、この条例第八条第二項の規定による任命を受けたものとみなす。この場合において、その任命を受けたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 知事は、この条例の施行前においても、この条例第七条の規定により置かれる審議会
の委員の任命手続の準備行為を行うことができる。

3 この条例の施行前に委員であった者に対する旧条例第四十五条第七項の職務上知り得
た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第六条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第四条中「広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)第四十四条
第一項」を「広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第 号
)第七条第一項」に改める。

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第七条 行政不服審査法施行条例(平成二十八年広島県条例第二号)の一部を次のように
改正する。

第二条中「納めなければならない手数料(」の下に「広島県情報公開・個人情報保護
審査会に対して交付を求める場合の手数料を除く。」を加える。

別表(第五条関係)

区 分	金 額
カラーで複写され、又は出力された用 紙の交付	用紙一枚につき二〇円(用紙の両面を用 いるときは、四〇円)
白黒で複写され、又は出力された用紙 の交付	用紙一枚につき一〇円(用紙の両面を用 いるときは、二〇円)
電磁的記録を光ディスクに複写するこ とによる交付	光ディスク一枚につき百円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、規則で定める。

(提案理由)

個人情報保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人が適用対象となることに伴い、開示決定等の期限の設定、開示請求及び行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の設定、広島県個人情報保護審議会を設置すること等について必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第七十二号議案

広島県自転車活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例案

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
 - 第二章 自転車の活用の推進に関する基本的施策（第九条）
 - 第三章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策（第十条―第十二条）
 - 第四章 自転車損害賠償保険等への加入等（第十三条―第十五条）
 - 第五章 雑則（第十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者等の役割等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を総合的に図り、もって県民が安心して暮らし、活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体への損害を填補するための保険又は共済をいう。
- 三 県民等 県内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- 四 自転車利用者 道路（法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）において自転車を利用する者をいう。
- 五 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するもの

をいう。

六 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

七 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。

八 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者をいう。

九 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

十 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
（基本理念）

第三条 自転車の活用の推進は、安全で快適な自転車利用環境の創出が、豊かな県民生活の実現や活力ある地域づくりに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な暮らしづくりに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用に関する県民等及び事業者の関心及び理解を深めるよう必要な広報及び啓発を行うものとする。

3 県は、県民等及び事業者が実施する自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進のための取組を支援するため、県民等及び事業者に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

4 県は、学校の長及び交通安全団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を支援するため、学校の長及び交通安全団体に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

（自転車利用者の責務）

第五条 自転車利用者は、車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のために必要な知識及び技能の習得に努めるものとする。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念について理解を深め、それぞれの立場において自転車の活用の推進を図るよう努めるとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、基本理念について理解を深め、自転車の活用の推進を図るよう努める

とともに、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進に努めるものとする。

2 事業者は、他の事業者が自転車を利用することを前提とした業務の委託をし、媒介をし、又は取次ぎをする等の場合には、当該他の事業者に対し、その業務において自転車の安全で適正な利用を求めるよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町との連携)

第八条 県は、この条例に定める施策を実施するときは、市町との連携に努めるものとする。

2 県は、市町が自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するときは、必要と認める協力を行うものとする。

第二章 自転車の活用の推進に関する基本的施策

(道路交通環境の整備)

第九条 県は、国、市町及び関係団体と連携し、自転車利用者が自転車を安全で快適に利用できる道路交通環境の整備のために必要な措置を講じるものとする。

第三章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策

(自転車交通安全教育等)

第十条 県は、県民等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業において自転車を利用する従業員(以下「自転車通勤者等」という。)に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

3 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)又は自転車を借り受けようとする者(以下「借受者」という。)に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 学校の長は、その児童、生徒及び学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めるものとする。

(自転車の点検整備)

第十一条 自転車利用者、その事業において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

(幼児のヘルメット及びシートベルトの着用)

第十二条 自転車利用者は、小学校就学の始期に達するまでの者(以下「幼児」という。)を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、幼児用座席に備えられたシートベルトを着用させるよう努めるものとする。

第四章 自転車損害賠償保険等への加入等

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第十三条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加えなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加えなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加えなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第十四条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、その自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、自転車通勤者等に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等)

第十五条 県は、市町、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他

の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するように努めるものとする。

第五章 雑則

(市町の条例との関係)

第十六条 この条例の規定は、市町が、地域の実情に応じて自転車の活用推進及び安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四章の規定（第十五条第一項の規定を除く。）は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に向け、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を総合的に図ることを目的として、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者等の役割等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第七十四号議案

個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

個人情報保護の保護に関する法律等の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例案

個人情報保護の保護に関する法律等の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(広島県情報公開条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七條 (開示請求に対する措置) 第七條 (略) 2・3 (略) 4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第十条第二号から第七号までに掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を前項の書面に付記するものとする。</p> <p>第十條 (行政文書の開示義務) 第十條 (略) 一 削除 二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人</p>	<p>(開示請求に対する措置) 第七條 (略) 2・3 (略) 4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第十条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を前項の書面に付記するものとする。</p> <p>(行政文書の開示義務) 第十條 (略) 一 法令又は条例等(以下「法令等」という。)の定めるところにより、開示することができないと認められる情報 二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ・ハ （略）

二の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

三十七 （略）

（部分開示）

第十一条 （略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第二号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料等）

第十六条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下この条において同じ。）に対して開示請求をする者は、別表に定める手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

一 実施機関が第七条第二項の決定をした場合

二 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合

三 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

21 県が設立した地方独立行政法人又は地方公社に対して開示請求をする者は、県が設立し

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ・ハ （略）

三十七 （略）

（部分開示）

第十一条 （略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第二号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第十六条 第五条の規定による請求に係る行政文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

た地方独立行政法人又は地方公社が定めるところにより、当該開示請求に係る行政文書の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第十七条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求に係る行政文書が第九条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(他の制度等との調整)

第十七条 実施機関は、法令等（広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）を除く。次項において同じ。）の規定により、開示請求に係る行政文書が第九条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

別表（第十六条関係）

区分	金額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇円（用紙の両面を用いるときは、四〇円）
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇円（用紙の両面を用いるときは、二〇円）
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	光ディスク一枚につき百円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、規則で定める。

(広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第二条 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第二条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ、審査請求について審議するため、附属機関として広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「保護法」という。）</p>	<p>(設置)</p> <p>第二条 次に掲げる条例の規定による諮問に応じ、審査請求について審議するため、附属機関として広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第三十四条第一項</p>

〔第一百五十三条第三項において準用する同条第一項〕

第三條 (定義)
(略)

一 広島県情報公開条例第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関(広島県情報公開条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。)

二 保護法第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関(広島県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第九号)第二条第二項に規定する実施機関をいう。)

2 (略)

3 この条例において「保有個人情報」とは、保護法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第九十五条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

第五條 (委員)

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3-5 (略)

(意見の陳述等)

第十一條 (略)

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 (略)

(手数料等)

第十五條 第十二条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に定める手数料(以下「手数料」という。)を納めなければならない。

2 手数料は、第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による交付の際に納めなければならない。

(手数料の減免)

第十六條 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料に係る委任)

第十七條 前二条に定めるもののほか、手数料に関し必要な事項は、知事が定める。

第三條 (定義)
(略)

一 広島県情報公開条例第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関

二 広島県個人情報保護条例第三十四条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関

2 (略)

3 この条例において「保有個人情報」とは、広島県個人情報保護条例第十二条第一項に規定する開示決定等、第二十五条第一項に規定する訂正決定等又は第三十二条第一項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(同条例第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

第五條 (委員)

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3-5 (略)

(意見の陳述等)

第十一條 (略)

2 (略)

(費用負担)

第十五條 第十二条第一項の規定により意見書又は資料の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令との調整)

第十八条 保護法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手続については、第十條第四項、第十一條、第十二條及び第十四條の規定にかかわらず、保護法及び行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による。

2| 前項の場合において、第十五条第一項中「第十二条第一項の規定による」とあるのは、「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による」と読み替えるものとする。

第十九条・第二十条 (略)

第十六条・第十七条 (略)

別表（第十五条第一項関係）

区分	金額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇〇円（用紙の両面を用いるときは、四〇〇円）
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇〇円（用紙の両面を用いるときは、二〇〇円）
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	光ディスク一枚につき百円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（広島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の広島県情報公開条例第七条、第十条、第十一条及び第十六条の規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

（広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前にされた広島県個人情報情報の保護に関する法律施行条例（令和四年広島県条例第 号）附則第二条による廃止前の広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第九条の規定による開示、同条例第二十二条の規定による訂正又は同条例第二十九条の規定による利用停止請求に係る不服申立てについては、なお従前の例に

よる。

2 この条例の施行の際現に委員に任命されている者の任期については、第二条の規定による改正後の広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報保護に関する法律等の施行に伴い、個人情報保護制度との均衡を図ることを目的として、関係条例の規定の整備等を行うため、この条例案を提出する。

県第七十五号議案

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案

例 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)<u>第二十二</u>条の四第一項及び第二項、<u>第二十二</u>条の五第一項、<u>第二十八</u>条の二、<u>第二十八</u>条の五、<u>第二十八</u>条の六第一項から第三項まで並びに<u>第二十八</u>条の七並びに警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六條の四第二項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百二十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、年齢<u>六十五年</u>とする。ただし、保健所、広島県立総合精神保健福祉センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する医師及び歯科医師の定年は、年齢七十年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事さ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の二第一項から第三項まで及び第二十八條の三の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百二十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、年齢<u>六十年</u>とする。ただし、広島県立身体障害者更生相談所、保健所、県立病院、広島県立総合精神保健福祉センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する医師及び歯科医師の定年は、年齢六十五年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員をその職員の定年退職日における職務に従事させるため引き続き勤務</p>

させることができる。

- せるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職員（第六条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。
- 一 当該職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- 二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- 三 業務の性質上、当該職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 (略)

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（人事

- 一 その職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- 二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- 三 業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなつたと認めるときは、職員の同意を得て、その期限を繰り上げるることができる。
- 5 (略)

委員会規則で定める医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第十七条の第三項(同条例附則第五項において準用される場合を含む。)で定める職(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)第二条の規定に基づき、管理職手当を支給する職として人事委員会規則で定める職を含む。)

二 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)第二条に規定する管理職手当を支給する職として病院事業の管理者が定める職(県立病院に勤務する医師及び歯科医師が占める職を除く。)

三 前二号に掲げる職に準ずる職として、人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この条から第十一条までにおいて「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

三 当該職員その他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲

げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

21
前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第二項に規定する他の職への降任等（以下この条から第十一条までにおいて「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第二項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に對し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）「と、同項第一号、第二号及び第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条及び第十条において「降任等」という。）「とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、読み替へるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この条から第十一条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により後任を容易に得ることができな

二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができ

三、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき、業務の性質上、当該職員以外の職への降任等による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

2| 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことである。

3| 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に得ることができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4| 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長

された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十条 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

1 (異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢六十一年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合の年齢六十一年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(雑則)
第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、
人事委員会規則で定める。

附則

1 (略)
2 (経過措置)
2 職員の給与に関する条例第四条第一項第一号、第四号若しくは第五号ロ若しくはハ又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)、第三条第一項第三号に掲げる給料表の適用を受ける職員(県立の高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に勤務する事務職員を除く。)に対する第三条の規定の適用については、同条中「年齢六十年」とあるのは、昭和六十年三月三十一日においては「年齢五十八年六月」と、昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間においては「年齢五十九年」と、昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間においては「年齢五十九年六月」とする。

3 11 (略)
(定年に関する経過措置)

12 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条本文の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

13 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第 号。次項から附則第十五項までにおいて「令和四年改正条例」という。)第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員であつて、第三条本文の規定を適用する職員については、前項の規定は適用しない。

14 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員に対する第三条ただし書の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期

附則

1 (略)
2 (経過措置)
2 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第四条第一項第一号、第四号若しくは第五号ロ若しくはハ又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)、第三条第一項第三号に掲げる給料表の適用を受ける職員(県立の高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に勤務する事務職員を除く。)に対する第三条の規定の適用については、同条中「年齢六十年」とあるのは、昭和六十年三月三十一日においては「年齢五十八年六月」と、昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間においては「年齢五十九年」と、昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間においては「年齢五十九年六月」とする。

3 11 (略)

間の区分に応じ、同条ただし書中「七十年」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

15

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定め任用される職員、非常勤職員並びに第三条ただし書及び令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)(にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)(において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

16

警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(職務の級及び号給の決定)
 第五条 (略)
 2-4 (略)
 5 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)(第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。)

第五条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。)(第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))の給料月額は、当該職員に適用される給料表において当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。))を乗じて得た額とする。

2| (略)

(昇給の基準)
 第六條 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

2・3 (略)
 4 特定管理職員については、第一項の規定に

(職務の級及び号給の決定)
 第五条 (略)
 2-4 (略)
 5 地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2| (略)

2| 地方公務員法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))の給料月額は、前條第五項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3| (略)

(昇給の基準)
 第六條 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2・3 (略)
 4 特定管理職員については、第一項の規定に

よる昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5-7 (略)

第十二条 (略)

第十二条 (略)

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して交通機関の運賃若しくは料金（人事委員会が定める料金に限る。）又は有料の道路の料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この項から第三項まで及び第六項において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 (略)

2 (略)

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が九万八千円を超えるときは、支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と九万八千円との差額の二分の一を九万八千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が九万八千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給

よる昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5-7 (略)

第十二条 (略)

第十二条 (略)

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して交通機関の運賃若しくは料金（人事委員会が定める料金に限る。）又は有料の道路の料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 (略)

2 (略)

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が九万八千円を超えるときは、支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と九万八千円との差額の二分の一を九万八千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が九万八千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と九万八千円との差額

単位期間につき、当該合計額と九万八千円との差額の二分の一を九万八千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる場合の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ・ロ (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が九万八千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額と九万八千円との差額の二分の一を九万八千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場(人事委員会規則に定めるものに限る。以下この項及び第六項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の利用に係る料金(以下この項において「駐車料金」という。)を負担することを常例とするものには、前項第三号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する額(当該額が三千円を超えるときは、三千円)を通勤手当として支給する。

4-7 (略)

(産業教育手当)

第十四条の四 産業教育手当は、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員(教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。))をいう。)で高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、工業

の二分の一を九万八千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる場合の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ・ロ (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が九万八千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額と九万八千円との差額の二分の一を九万八千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場(人事委員会規則に定めるものに限る。以下「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を負担することを常例とするものには、前項第三号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する額(当該額が三千円を超えるときは、三千円)を通勤手当として支給する。

4-7 (略)

(産業教育手当)

第十四条の四 産業教育手当は、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員(教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。))をいう。)で高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、工業又は工業

又は工業実習を担任する主幹教諭、指導教諭又は教諭を含む。)が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合に、その者に対して支給する。

2-4 (略)

(定時制通信教育手当)

第十四条の五 定時制通信教育手当は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十三条に規定する定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下この項において同じ。)を置く高等学校又は同法第五十四条に規定する通信制の課程を置く高等学校の校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制の課程における教育又は通信制の課程における教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。))に限る。及び実習助手であつて人事委員会規則で定める者に対して支給する。

2・3 (略)

(時間外勤務手当)

第十五条 (略)

2 育児短時間勤務職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外」次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4 3 (略)

1 正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五)

2 (略)

5 (略) 1 正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合に

実習を担任する主幹教諭、指導教諭又は教諭を含む。)が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合に、その者に対して支給する。

2-4 (略)

(定時制通信教育手当)

第十四条の五 定時制通信教育手当は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十三条に規定する定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下この項において同じ。)を置く高等学校又は同法第五十四条に規定する通信制の課程を置く高等学校の校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制の課程における教育又は通信制の課程における教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。))に限る。及び実習助手であつて人事委員会規則で定める者に対して支給する。

2・3 (略)

(時間外勤務手当)

第十五条 (略)

2 育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外」次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4 3 (略)

1 正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)

2 (略)

5 (略) 1 正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合に

は、その割合に百分の二十五を加算した割合を減じた割合

二 (略)

6・7 (略)

(期末手当)

第十八条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十四・七五」とあるのは「百分の十四・二五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十四・七五」とあるのは「百分の十四・二五」とする。

4-6 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める日(以下「勤勉手当支給日」という。)に支給する。これらの勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死

その割合に百分の二十五を加算した割合を減じた割合

二 (略)

6・7 (略)

(期末手当)

第十八条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十四・七五」とあるのは「百分の十四・二五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十四・七五」とあるのは「百分の十四・二五」とする。

4-6 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める日(以下「勤勉手当支給日」という。)に支給する。これらの勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつ

亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五（特定幹部職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3—5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第十八条の六 (略)

2 義務教育等教員特別手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3—5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の二 (略)

3 第五条第三項及び第四項、第六条、第九條の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十四条の二並びに第十四条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

4 (略)

附則

1 (略)

2 この条例施行の際、従前の規定に基づいて行われた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいて行われたものとみなす。

3 未帰還職員の給与の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

4—7 (略)

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第十項及び第十二項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに同条第三項及び第四項並びに第六条第二項、第三項及び第四項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数

ては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五（特定幹部職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3—5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第十八条の六 (略)

2 義務教育等教員特別手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3—5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の二 (略)

3 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

4 (略)

附則

1 (略)

2 この条例施行の際、従前の規定に基づいてなされた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 未帰還職員の給与の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

4—7 (略)

があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とする。

9) 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

二 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第 号。以下「令和四年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号）第三条ただし書に掲げる職員に相当する職員

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一号又は第二号に掲げる職を占める職員

四 職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員（第二号に規定する職員を除く。）

五 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10) 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十四項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第十二項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11) 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の

給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12] 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13] 附則第十一項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十一項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

14] 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十項及び第十一項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15] 附則第十項、第十二項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16] 附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員に対する第十四条の四第三項、第十四条の五第二項及び第十八条第五項（第十八条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

17] 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附則第十項の規定による給料その他附則第八項か

ら前項までの規定の施行に關し必要な事項は、
人事委員会規則で定める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	146,200	231,600	265,500	319,300	435,300	461,300	509,300
	2	147,300	233,200	267,300	321,500	439,300	465,300	513,300
	3	148,500	234,700	269,100	323,800	445,300	471,300	519,300
	4	149,600	236,300	271,200	326,000	453,300	479,300	527,300
	5	150,700	237,700	272,900	328,200			
	6	151,800	239,400	274,700	330,200			
	7	152,900	240,900	276,500	332,400			
	8	154,000	242,500	278,500	334,600			
	9	155,100	243,600	280,500	336,500			
	10	156,400	245,100	282,500	338,700			
	11	157,700	246,700	284,400	340,700			
	12	159,000	248,000	286,300	342,900			
	13	160,200	249,500	288,200	344,700			
	14	161,700	250,900	290,000	346,700			
	15	163,200	252,200	291,900	348,700			
	16	164,800	253,600	293,700	350,700			
	17	166,000	255,100	295,500	352,400			
	18	167,500	256,600	297,500	354,400			
	19	169,000	258,300	299,600	356,200			
	20	170,500	260,100	301,600	358,100			
	21	171,800	261,700	303,300	360,000			
	22	174,500	263,400	305,400	361,900			
	23	177,100	265,000	307,400	363,900			
	24	179,700	266,600	309,500	365,800			
	25	182,300	268,500	311,200	367,800			
	26	184,000	270,300	313,300	369,700			
	27	185,600	272,000	315,300	371,700			
	28	187,300	273,700	317,200	373,700			
	29	188,800	275,400	318,900	375,200			
	30	190,500	277,100	320,900	377,000			
	31	192,300	278,900	322,900	378,800			
	32	194,000	280,400	325,000	380,400			
	33	195,600	281,900	326,200	382,200			
	34	197,400	283,800	328,200	383,600			
	35	199,200	285,600	330,000	385,100			
	36	201,000	287,500	332,100	386,700			
	37	202,500	289,100	334,000	388,100			
	38	204,300	290,800	335,900	389,300			
	39	206,100	292,600	337,900	390,500			
	40	207,900	294,400	339,800	391,600			

41	209,500	295,900	341,600	392,700
42	211,300	297,600	343,500	393,900
43	213,100	299,100	345,300	395,100
44	214,900	300,700	347,200	396,200
45	216,300	302,300	348,700	396,900
46	218,100	304,000	350,100	397,600
47	219,800	305,600	351,600	398,300
48	221,600	307,300	353,100	399,000
49	223,300	308,200	354,700	399,600
50	225,000	309,700	356,100	400,200
51	226,600	311,200	357,600	400,700
52	228,200	312,800	359,100	401,100
53	229,600	314,400	360,500	401,500
54	231,300	316,000	361,500	401,800
55	232,900	317,600	362,700	402,100
56	234,500	319,100	363,900	402,400
57	235,500	320,600	364,800	402,700
58	237,000	321,800	365,800	403,000
59	238,400	323,000	366,800	403,300
60	239,600	324,200	367,800	403,600
61	240,800	324,900	368,800	403,900
62	242,000	325,800	369,700	404,200
63	243,000	326,600	370,600	404,500
64	244,200	327,400	371,500	404,800
65	245,500	328,300	372,300	405,100
66	246,500	328,700	373,000	405,400
67	247,700	329,400	373,800	405,700
68	249,000	330,200	374,600	406,000
69	249,900	331,000	375,200	406,200
70	251,200	331,700	375,900	406,500
71	252,400	332,400	376,600	406,800
72	253,700	333,100	377,300	407,100
73	255,100	333,600	377,800	407,300
74	256,500	334,200	378,500	407,600
75	257,700	334,700	379,100	407,900
76	258,900	335,300	379,700	408,100
77	260,100	335,600	380,100	408,300
78	261,300	336,100	380,700	408,600
79	262,600	336,500	381,300	408,900
80	263,700	337,000	381,900	409,100
81	264,800	337,400	382,300	409,300
82	265,900	337,900	382,800	409,600
83	267,200	338,400	383,300	409,900
84	268,500	338,900	383,900	410,100
85	269,500	339,200	384,200	410,300
86	270,600	339,600	384,600	
87	271,900	340,100	385,000	
88	273,200	340,500	385,400	
89	274,100	340,800	385,700	
90	275,100	341,200	386,000	
91	276,000	341,700	386,300	
92	277,100	342,100	386,600	
93	278,200	342,300	386,800	
94		342,700	387,100	

定年前任用
短時間勤務
職員以外の
職員

20	206,300	224,200	247,300	279,100	333,300	359,900	386,500	417,900	454,400
21	208,700	225,900	248,900	280,400	335,200	361,600	388,200	419,600	456,000
22	210,500	227,700	250,300	281,600	337,200	363,600	390,300	421,200	457,700
23	212,200	229,500	251,500	282,900	339,300	365,400	392,400	422,600	459,300
24	214,000	231,300	252,800	284,400	341,300	367,500	394,400	424,100	461,100
25	215,900	232,900	254,100	285,600	343,200	369,200	396,100	425,400	462,600
26	217,600	234,600	255,300	287,300	345,300	371,200	398,100	426,800	464,000
27	219,400	236,300	256,600	289,300	347,200	373,200	400,200	428,300	465,500
28	221,100	238,000	257,800	291,300	349,200	375,200	402,300	429,900	466,800
29	223,000	239,200	258,900	293,200	351,000	377,000	403,800	431,200	468,000
30	224,800	241,000	260,000	295,100	353,100	379,100	405,600	432,900	468,700
31	226,600	242,800	261,200	296,800	354,900	381,200	407,300	434,600	469,400
32	228,400	244,600	262,300	298,600	357,000	383,200	409,000	436,200	470,100
33	230,000	246,000	262,800	300,300	358,400	385,100	410,700	437,600	470,600
34	231,700	247,500	264,000	302,000	360,400	387,200	412,200	439,300	471,400
35	233,400	248,800	265,100	303,800	362,300	389,300	413,800	441,000	472,100
36	235,100	250,200	266,100	305,500	364,400	391,200	415,300	442,600	472,700
37	236,300	251,500	266,900	307,300	366,300	392,900	416,600	444,000	473,000
38	238,100	252,800	268,100	308,900	368,400	394,400	418,100	444,700	473,600
39	239,900	254,000	269,100	310,700	370,400	395,700	419,600	445,400	474,100
40	241,700	255,200	270,100	312,200	372,400	397,100	421,100	446,100	474,600
41	243,100	256,300	271,300	313,900	374,400	398,300	422,600	446,500	475,100
42	244,500	257,500	272,500	315,700	376,500	399,400	423,900	447,100	475,500
43	245,800	258,500	273,800	317,600	378,600	400,400	425,200	447,800	475,900
44	247,000	259,600	275,000	319,500	380,600	401,400	426,400	448,400	476,300
45	248,300	260,200	276,100	321,200	382,300	402,600	427,400	449,200	476,600
46	249,400	261,300	277,500	323,100	384,000	403,800	428,100	449,900	
47	250,400	262,400	278,800	325,000	385,600	404,900	428,900	450,400	
48	251,300	263,500	280,200	326,800	387,300	406,100	429,700	450,900	
49	252,100	264,300	282,000	328,200	388,700	407,400	430,200	451,400	
50	253,200	265,500	283,700	329,800	389,700	408,200	430,600	451,700	
51	254,300	266,500	285,200	331,200	390,700	409,000	431,000	452,000	
52	255,400	267,600	286,600	332,900	391,700	409,700	431,300	452,400	
53	255,900	268,800	288,100	334,400	393,000	410,200	431,600	452,800	
54	257,100	269,600	289,700	336,100	394,100	410,900	432,000	453,000	
55	258,000	271,000	291,300	337,700	395,200	411,600	432,300	453,300	
56	259,100	272,200	292,800	339,500	396,400	412,200	432,600	453,500	
57	260,000	273,200	294,200	340,400	397,700	412,900	432,900	453,900	
58	261,000	274,700	295,900	342,100	398,500	413,300	433,200	454,100	
59	261,800	275,900	297,700	343,700	399,300	413,900	433,500	454,300	
60	262,800	277,300	299,500	345,300	400,000	414,500	433,800	454,500	
61	263,900	278,900	300,900	346,900	400,500	414,900	434,100	454,900	
62	264,600	280,500	302,700	348,600	401,200	415,500	434,400		
63	265,700	281,800	304,500	350,300	401,900	416,000	434,700		
64	266,600	283,300	306,200	352,000	402,600	416,500	435,000		
65	267,700	284,700	307,500	353,600	402,900	417,000	435,300		
66	268,900	285,900	309,200	355,200	403,600	417,600	435,600		
67	269,900	287,300	310,600	356,800	404,300	418,000	435,900		
68	270,800	288,500	312,300	358,400	404,900	418,500	436,200		
69	272,000	290,000	313,700	359,600	405,300	418,900	436,400		
70	273,400	291,500	315,100	361,000	405,800	419,200	436,700		
71	274,600	293,100	316,400	362,300	406,400	419,500	437,000		
72	275,900	294,700	317,900	363,700	406,900	419,800	437,300		
73	277,100	295,900	318,600	364,900	407,400	420,100	437,500		
74	278,300	297,300	320,200	366,100	407,800	420,400	437,800		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職

員以 外の 職員	75	279,600	298,800	321,700	367,400	408,300	420,700	438,100
	76	280,600	300,300	323,400	368,700	408,800	421,000	438,400
	77	281,700	301,200	325,200	370,000	409,300	421,200	438,600
	78	282,900	302,700	326,900	371,200	409,800	421,500	438,900
	79	284,100	303,900	328,500	372,400	410,400	421,800	439,200
	80	285,100	305,400	330,100	373,600	410,900	422,100	439,500
	81	286,200	306,700	331,800	374,800	411,300	422,300	439,700
	82	287,400	308,100	333,500	376,000	411,900	422,600	440,000
	83	288,700	309,200	335,100	377,100	412,400	422,900	440,300
	84	290,000	310,600	336,800	378,300	412,600	423,100	440,600
	85	291,100	311,500	338,200	379,400	412,900	423,300	440,800
	86	292,300	313,000	339,700	380,000	413,400	423,600	
	87	293,200	314,300	341,200	380,500	413,700	423,900	
	88	294,400	315,800	342,700	381,100	414,000	424,100	
	89	295,400	317,300	344,000	381,700	414,300	424,300	
	90	296,600	318,800	345,200	382,300	414,700	424,600	
	91	297,700	320,200	346,500	382,900	415,100	424,900	
	92	298,900	321,700	347,800	383,500	415,500	425,100	
	93	299,400	323,000	349,200	383,800	415,800	425,300	
	94	300,700	324,300	350,700	384,300			
	95	301,800	325,700	352,200	384,900			
	96	303,100	327,000	353,700	385,400			
	97	304,200	328,200	355,000	385,800			
	98	305,400	329,500	356,200	386,200			
	99	306,600	330,800	357,300	386,800			
	100	307,800	332,100	358,500	387,300			
	101	309,000	333,500	359,600	387,700			
	102	310,000	334,400	360,700	388,200			
	103	311,100	335,500	361,800	388,800			
	104	312,100	336,700	363,000	389,300			
	105	312,900	337,800	364,200	389,600			
	106	313,500	338,900	364,700	390,000			
	107	314,100	339,900	365,300	390,500			
	108	314,800	341,000	365,900	390,800			
	109	315,300	342,200	366,500	391,100			
	110	315,800	343,200	367,000	391,600			
	111	316,300	344,200	367,500	392,100			
	112	316,900	345,100	368,000	392,600			
	113	317,700	346,000	368,400	392,900			
	114	318,400	346,900	368,800	393,400			
	115	319,100	347,900	369,400	393,900			
	116	319,800	348,900	369,900	394,400			
	117	320,400	349,900	370,300	394,700			
	118	321,200	350,400	370,800	395,200			
	119	321,900	351,000	371,400	395,700			
	120	322,700	351,600	371,900	396,200			
	121	323,300	351,900	372,100	396,600			
	122	323,600	352,300	372,600	397,100			
	123	324,100	352,800	373,100	397,500			
	124	324,600	353,200	373,500	398,000			
	125	324,900	353,600	374,000	398,400			
	126		354,000	374,500				
	127		354,500	375,000				
	128		354,900	375,500				
	129		355,300	375,800				

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	145	基準 給料月額	241,600	基準 給料月額	253,300	基準 給料月額	257,400	基準 給料月額	288,700	基準 給料月額	305,200	基準 給料月額	319,300	基準 給料月額	342,900	基準 給料月額	378,000	基準 給料月額	409,600
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	130			355,700		376,300													
	131			356,100		376,800													
	132			356,500		377,300													
	133			356,700		377,600													
	134			357,200		378,100													
	135			357,600		378,500													
	136			357,900		378,900													
	137			358,200		379,200													
	138			358,600		379,700													
	139			359,100		380,200													
	140			359,600		380,700													
	141			359,900		381,000													
	142			360,400															
	143			360,900															
	144			361,400															

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円								
	1	160,100	円	204,100	円	264,200	円	331,200	円	417,000	円
	2	161,600		205,800		266,700		333,400		418,800	
	3	163,100		207,400		269,000		335,500		420,600	
	4	164,600		209,100		271,300		337,500		422,300	
	5	166,300		210,900		273,800		339,700		423,800	
	6	168,100		212,500		276,200		341,600		425,300	
	7	169,900		214,200		278,400		343,800		427,200	
	8	171,700		215,800		280,600		345,900		429,100	
	9	173,400		217,600		282,700		347,600		430,900	
	10	175,500		219,500		285,000		349,700		432,700	
	11	177,500		221,400		287,400		351,800		434,600	
	12	179,500		223,300		289,500		353,900		436,400	
	13	181,400		224,800		291,900		356,000		438,100	
	14	183,600		226,800		293,900		358,000		440,000	
	15	185,800		228,800		295,800		360,000		441,800	
	16	188,000		230,800		297,800		362,000		443,700	
	17	190,200		232,600		299,900		363,600		445,400	
	18	192,800		235,300		302,300		365,500		447,200	
	19	195,300		238,000		304,800		367,300		449,000	
	20	197,800		240,700		307,500		369,300		450,800	

21	200,300	243,300	309,700	370,900	452,400
22	202,000	246,100	312,100	372,800	454,100
23	203,700	248,700	314,300	374,600	456,000
24	205,400	251,400	316,900	376,500	457,700
25	206,900	253,900	319,500	377,800	459,400
26	208,400	256,300	321,800	379,600	461,000
27	210,100	258,800	324,000	381,400	462,600
28	211,700	261,100	326,100	383,300	464,100
29	213,200	263,700	328,300	385,100	465,600
30	214,900	266,100	330,000	387,000	466,900
31	216,600	268,300	332,100	388,900	468,200
32	218,300	270,500	334,100	390,900	469,500
33	219,700	272,600	335,900	392,600	470,700
34	221,500	274,800	338,000	394,300	471,400
35	223,300	277,000	340,100	395,900	472,100
36	225,100	278,900	342,100	397,700	472,800
37	226,600	281,200	344,200	398,900	473,400
38	228,400	283,100	346,300	400,400	
39	230,200	285,000	348,500	401,800	
40	232,000	287,000	350,600	403,200	
41	233,700	288,700	352,500	404,900	
42	235,400	291,000	354,600	406,300	
43	237,000	293,300	356,500	407,600	
44	238,600	295,800	358,600	409,100	
45	240,000	297,800	360,400	410,700	
46	241,300	300,200	362,400	412,000	
47	242,600	302,400	364,300	413,500	
48	243,800	305,000	366,300	415,100	
49	245,200	307,300	367,900	416,800	
50	246,700	309,700	369,700	418,200	
51	247,900	312,000	371,600	419,800	
52	249,400	314,200	373,600	421,300	
53	250,500	316,400	375,400	423,000	
54	251,700	318,400	377,200	424,500	
55	253,100	320,400	379,000	426,100	
56	254,100	322,400	380,700	427,700	
57	255,400	324,300	382,200	429,200	
58	256,400	326,400	383,800	430,700	
59	257,500	328,500	385,500	431,900	
60	258,700	330,500	387,200	433,100	
61	260,000	332,600	388,400	434,300	
62	261,000	334,700	389,800	435,600	
63	262,400	336,900	391,200	436,900	
64	263,500	339,100	392,500	438,100	
65	264,800	340,800	393,900	439,300	
66	266,200	343,000	395,100	440,500	
67	267,600	345,000	396,500	441,700	
68	269,200	347,200	397,900	442,900	
69	270,600	349,000	399,200	444,100	
70	271,900	350,900	400,500	445,300	
71	273,200	352,900	401,900	446,500	
72	274,500	354,900	403,200	447,700	
73	275,600	356,500	404,500	448,800	

定年

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	276,800	358,400	405,900	449,400
	75	278,100	360,200	407,300	449,900
	76	279,100	362,100	408,600	450,400
	77	280,300	363,900	409,800	450,900
	78	281,500	365,600	411,000	
	79	282,700	367,300	412,300	
	80	283,900	368,900	413,700	
	81	285,000	370,400	415,000	
	82	286,200	371,900	416,200	
	83	287,400	373,400	417,200	
	84	288,600	374,800	418,400	
	85	289,600	375,900	419,600	
	86	290,700	377,300	420,800	
	87	291,700	378,700	422,000	
	88	292,900	380,000	423,000	
	89	294,000	381,300	424,100	
	90	295,100	382,600	425,100	
	91	296,300	383,800	426,100	
	92	297,500	385,100	427,100	
	93	298,000	386,400	428,000	
	94	299,000	387,500	428,800	
	95	300,100	388,800	429,600	
	96	301,300	390,000	430,400	
	97	302,300	391,400	431,200	
	98	303,400	392,400	431,600	
	99	304,400	393,500	432,000	
	100	305,500	394,500	432,400	
	101	306,400	395,400	432,800	
	102	307,500	396,400	433,100	
	103	308,600	397,500	433,400	
	104	309,600	398,600	433,700	
	105	310,200	399,300	434,000	
	106	311,100	400,200	434,300	
	107	311,900	401,100	434,600	
	108	312,700	402,000	434,800	
	109	313,600	402,800	435,000	
	110	314,000	403,700	435,300	
	111	314,400	404,500	435,600	
	112	314,900	405,300	435,800	
	113	315,500	405,900	436,000	
	114	315,900	406,600	436,300	
	115	316,400	407,300	436,600	
	116	316,900	408,000	436,800	
	117	317,500	408,600	437,000	
	118	318,000	409,100		
	119	318,400	409,500		
	120	318,900	409,900		
	121	319,400	410,300		
	122	319,800	410,600		
	123	320,300	410,900		
	124	320,800	411,100		
	125	321,400	411,300		
	126	321,700	411,600		
	127	322,000	411,900		

定年前再任用短時間勤務職員	128	322,300	412,100			
	129	322,500	412,300			
	130	322,800	412,600			
	131	323,100	412,900			
	132	323,400	413,100			
	133	323,600	413,300			
	134	323,800	413,600			
	135	324,000	413,900			
	136	324,300	414,100			
	137	324,600	414,300			
	138	324,800	414,600			
	139	325,100	414,900			
	140	325,400	415,100			
	141	325,600	415,300			
	142	325,800	415,600			
	143	326,100	415,900			
	144	326,300	416,100			
	145	326,600	416,300			
	146	326,800				
	147	327,100				
	148	327,400				
	149	327,600				
	150	327,800				
	151	328,100				
	152	328,400				
	153	328,600				
		基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
		234,100	274,400	303,100	331,200	415,300

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級の号給				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	160,100 円	175,900 円	264,200 円	293,100 円	406,800 円
2	161,600	178,000	266,700	295,700	408,300
3	163,100	180,100	269,000	298,600	409,800
4	164,600	182,300	271,300	301,000	411,300
5	166,300	184,300	273,800	303,500	412,700
6	168,100	186,500	276,200	305,800	414,100
7	169,900	188,700	278,400	308,100	415,600
8	171,700	190,900	280,600	310,500	417,200
9	173,400	193,100	282,700	312,900	418,600

10	175,500	195,900	285,000	315,300	420,000
11	177,500	198,600	287,400	318,000	421,400
12	179,500	201,300	289,500	320,900	422,700
13	181,400	204,100	291,900	323,300	424,000
14	183,600	205,800	293,900	325,200	425,400
15	185,800	207,400	295,800	327,100	426,800
16	188,000	209,100	297,800	329,200	428,200
17	190,200	210,900	299,900	331,200	429,400
18	192,800	212,500	302,300	333,400	430,700
19	195,300	214,200	304,800	335,500	431,900
20	197,800	215,800	307,500	337,500	433,200
21	200,300	217,600	309,700	339,700	434,300
22	202,000	219,500	312,100	341,600	435,500
23	203,700	221,400	314,300	343,800	436,800
24	205,400	223,300	316,900	345,900	438,100
25	206,900	224,800	319,500	347,600	439,400
26	208,300	226,800	321,800	349,400	440,600
27	209,900	228,800	324,000	351,300	441,600
28	211,400	230,800	326,100	353,200	442,700
29	213,100	232,600	328,300	355,000	443,900
30	214,800	235,300	330,000	356,800	444,700
31	216,500	238,000	332,100	358,500	445,500
32	218,200	240,700	334,100	360,400	446,400
33	219,500	243,300	335,900	361,700	447,300
34	221,200	246,100	338,000	363,400	447,800
35	222,900	248,700	340,100	364,900	448,300
36	224,600	251,400	342,100	366,700	448,800
37	226,000	253,900	344,100	368,600	449,300
38	227,700	256,300	346,000	370,100	
39	229,400	258,800	348,000	371,400	
40	231,100	261,100	349,900	373,000	
41	232,700	263,700	351,400	374,100	
42	234,400	266,100	353,200	375,500	
43	236,000	268,300	354,800	376,900	
44	237,600	270,500	356,500	378,400	
45	239,300	272,600	358,300	379,800	
46	240,800	274,800	360,000	381,400	
47	242,100	277,000	361,300	383,000	
48	243,500	278,900	362,900	384,500	
49	244,700	281,200	364,100	385,900	
50	246,100	283,100	365,600	387,400	
51	247,500	285,000	367,200	388,900	
52	248,700	287,000	368,800	390,300	
53	249,800	288,700	370,200	391,500	
54	251,200	291,000	371,700	392,800	
55	252,400	293,300	373,200	393,900	
56	253,400	295,800	374,700	395,000	
57	254,600	297,800	376,200	396,400	
58	255,800	300,200	377,600	397,600	
59	256,900	302,400	379,000	398,800	
60	258,100	305,000	380,300	400,100	
61	259,500	307,300	381,200	401,300	
62	260,300	309,700	382,400	402,300	
63	261,500	312,000	383,600	403,700	

64	262,400	314,200	384,700	405,000
65	263,400	316,400	385,600	406,200
66	264,800	318,400	386,800	407,300
67	265,900	320,400	387,800	408,500
68	267,200	322,400	388,900	409,600
69	268,800	324,300	390,100	410,600
70	270,300	326,400	391,100	411,800
71	271,600	328,500	392,200	413,000
72	273,000	330,500	393,400	414,200
73	274,000	332,600	394,400	414,800
74	275,000	334,700	395,500	415,600
75	276,200	336,900	396,600	416,300
76	277,200	339,100	397,700	416,800
77	278,400	340,800	398,600	417,100
78	279,500	342,700	399,500	417,500
79	280,700	344,400	400,500	417,900
80	281,900	346,200	401,500	418,300
81	283,100	348,000	402,300	418,600
82	284,000	349,800	403,100	419,000
83	285,200	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	
113	303,800	385,400	415,700	
114	304,000	386,300	416,000	
115	304,200	387,200	416,300	
116	304,500	388,100	416,500	

定年前任用
短時間勤務職員以外
の職員

				416,700		
117	304,800	388,900				
118	305,100	389,600				
119	305,400	390,400				
120	305,700	391,200				
121	305,900	391,800				
122	306,100	392,600				
123	306,300	393,300				
124	306,600	394,000				
125	306,900	394,600				
126		395,300				
127		395,800				
128		396,400				
129		397,100				
130		397,700				
131		398,200				
132		398,700				
133		399,000				
134		399,300				
135		399,600				
136		399,900				
137		400,200				
138		400,500				
139		400,800				
140		401,100				
141		401,400				
142		401,700				
143		402,000				
144		402,300				
145		402,500				
146		402,800				
147		403,100				
148		403,300				
149		403,500				
150		403,800				
151		404,100				
152		404,300				
153		404,500				
154		404,800				
155		405,100				
156		405,300				
157		405,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額 円 225,300	基準 給料月額 円 271,200	基準 給料月額 円 298,200	基準 給料月額 円 324,500	基準 給料月額 円 405,300	

- 備考
- この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 - この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	146,400	195,700	281,900	332,500	388,900
	2	147,500	198,300	284,300	334,700	391,800
	3	148,700	200,700	286,700	336,700	394,400
	4	149,800	203,100	289,000	338,600	397,200
	5	150,900	205,600	291,300	340,400	399,300
	6	152,200	207,900	293,400	342,200	402,000
	7	153,500	210,200	295,400	344,200	404,700
	8	154,800	212,400	297,400	346,000	407,400
	9	155,900	214,500	299,500	347,700	409,900
	10	157,500	216,800	302,000	349,700	412,500
	11	159,100	219,300	304,600	351,800	415,200
	12	160,700	221,600	307,400	353,700	418,000
	13	162,100	223,600	309,500	355,700	420,600
	14	164,000	226,000	311,900	357,600	423,300
	15	165,900	228,400	314,300	359,400	426,100
	16	167,900	230,800	317,000	361,300	428,800
	17	169,600	233,000	319,600	363,000	431,300
	18	171,800	235,800	321,800	364,900	433,900
	19	174,000	238,700	323,800	366,600	436,400
	20	176,100	241,600	325,800	368,600	439,000
	21	178,200	244,100	328,000	370,100	441,500
	22	180,600	246,800	329,700	372,100	444,100
	23	182,900	249,300	331,600	373,800	446,700
	24	185,200	252,000	333,400	375,700	449,200
	25	187,300	254,700	335,300	377,100	451,400
	26	189,500	257,100	337,200	378,800	453,700
	27	191,600	259,400	339,000	380,700	456,200
	28	193,700	261,600	340,800	382,600	458,700
	29	195,800	264,200	342,700	384,300	461,200
	30	197,400	266,400	344,400	386,200	463,700
	31	199,200	268,300	345,900	388,100	466,200
	32	200,900	270,400	347,600	390,000	468,700
	33	202,700	272,100	348,800	391,600	471,000
	34	204,600	274,100	350,200	393,400	473,400
	35	206,500	276,200	351,500	395,000	475,800
	36	208,400	278,000	353,000	396,800	478,300
	37	209,900	279,900	354,200	398,000	480,700
	38	211,800	281,200	355,600	399,500	483,200
	39	213,700	282,400	356,800	400,900	485,600
	40	215,600	283,900	358,200	402,300	488,100
	41	217,400	285,300	358,900	403,700	490,400
	42	219,300	286,100	360,000	405,000	492,600
	43	221,200	287,100	361,200	406,500	494,800
	44	223,100	288,100	362,300	408,100	497,000
	45	224,800	288,800	363,400	409,500	498,700
	46	226,700	289,900	364,600	410,700	500,200
	47	228,500	291,000	365,900	412,300	501,800
	48	230,300	292,100	367,000	413,900	503,300

49	232,000	293,400	368,100	415,200	505,000
50	233,800	294,600	369,400	416,600	506,400
51	235,500	295,600	370,700	418,100	507,800
52	237,200	296,500	372,000	419,500	509,300
53	238,600	297,700	372,700	420,900	510,400
54	240,400	298,700	373,700	422,300	511,600
55	242,000	299,900	374,600	423,700	512,800
56	243,600	300,800	375,600	425,100	514,000
57	244,800	301,600	376,400	426,200	514,900
58	246,000	302,700	377,200	427,500	515,900
59	247,000	303,900	377,900	428,900	516,900
60	247,900	305,000	378,600	430,200	517,900
61	248,900	305,900	379,200	431,000	519,000
62	250,000	307,000	379,900	431,900	519,900
63	250,900	308,100	380,800	432,900	520,600
64	252,000	309,200	381,700	433,800	521,300
65	253,200	310,000	382,300	434,700	522,100
66	254,100	311,100	383,100	435,500	522,900
67	255,200	312,000	383,900	436,100	523,700
68	256,100	313,000	384,700	436,900	524,500
69	257,000	314,000	385,300	437,300	525,200
70	258,300	315,000	386,000	437,900	526,000
71	259,600	316,100	386,700	438,400	526,800
72	260,800	317,200	387,400	438,900	527,600
73	262,200	317,700	388,100	439,400	528,300
74	263,600	318,700	388,700		
75	264,800	319,800	389,300		
76	265,800	320,900	390,000		
77	266,900	322,000	390,700		
78	268,000	323,000	391,300		
79	269,200	323,900	391,900		
80	270,100	324,800	392,500		
81	271,300	325,900	393,100		
82	272,600	326,700	393,700		
83	273,900	327,400	394,300		
84	275,100	328,200	394,900		
85	276,200	328,700	395,400		
86	277,300	329,200	395,900		
87	278,600	329,700	396,400		
88	279,800	330,200	397,100		
89	280,600	330,500	397,500		
90	281,800	331,000			
91	282,800	331,500			
92	284,000	332,000			
93	284,900	332,300			
94	285,900	332,700			
95	286,900	333,200			
96	287,900	333,700			
97	288,200	334,200			
98	289,100	334,700			
99	289,800	335,200			
100	290,700	335,700			
101	291,600	336,200			

定年前再任用
短時間勤務職員
以外の職員

定年前再任用短時間勤務職員	102	292,300	336,700			
	103	293,000	337,200			
	104	293,700	337,700			
	105	294,400	338,200			
	106	294,900	338,600			
	107	295,400	339,100			
	108	295,900	339,500			
	109	296,100	340,000			
	110	296,500	340,400			
	111	296,800	340,900			
	112	297,100	341,300			
	113	297,400	341,800			
	114	297,700	342,200			
	115	298,000	342,700			
	116	298,300	343,100			
	117	298,600	343,600			
118	299,000	344,000				
119	299,300	344,400				
120	299,700	344,800				
121	300,000	345,200				
	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	217,600	258,800	283,600	326,000	384,500	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	249,900 円	335,100 円	399,100 円	471,800 円
	2	252,400	338,100	402,000	474,100
	3	254,900	341,000	404,600	476,300
	4	257,400	343,900	407,300	478,600
	5	259,600	346,600	409,900	480,800
	6	263,400	349,800	412,300	483,000
	7	267,200	352,900	415,000	485,200
	8	271,000	356,000	417,400	487,400
	9	274,600	358,800	419,600	489,400
	10	278,600	361,500	422,300	491,500
	11	282,600	364,600	424,900	493,600
	12	286,600	367,800	427,600	495,700
	13	290,400	370,700	430,000	497,800
	14	294,400	374,200	432,500	499,900
	15	298,300	377,200	434,900	502,000
	16	302,200	380,800	437,400	504,100

17	305,900	384,400	439,400	506,200
18	309,500	387,100	441,800	508,200
19	313,000	389,600	444,100	510,200
20	316,600	392,200	446,500	512,200
21	320,200	395,000	448,000	514,000
22	323,900	397,300	450,400	515,800
23	327,400	399,800	452,700	517,700
24	330,700	401,900	455,000	519,600
25	334,200	403,900	457,000	521,300
26	336,900	406,200	459,300	523,100
27	339,500	408,400	461,500	524,900
28	342,100	410,700	463,800	526,700
29	344,900	413,000	465,900	528,300
30	346,800	415,100	468,200	530,100
31	349,000	417,100	470,500	531,900
32	351,400	419,200	472,700	533,700
33	353,600	421,100	474,700	535,300
34	355,900	422,900	476,800	537,100
35	358,000	424,700	478,900	538,800
36	360,300	426,700	481,000	540,600
37	362,500	428,600	483,100	542,200
38	364,900	430,600	484,900	543,800
39	367,100	432,500	486,700	545,200
40	369,100	434,500	488,500	546,800
41	371,400	436,300	490,200	548,300
42	372,600	438,100	492,000	549,700
43	374,000	439,800	493,800	551,100
44	375,100	441,600	495,600	552,400
45	376,300	443,400	497,200	553,600
46	377,700	445,200	498,900	554,600
47	379,200	447,000	500,700	555,600
48	380,700	448,700	502,500	556,600
49	381,800	450,500	504,100	557,600
50	382,800	452,200	505,400	558,500
51	383,800	454,000	506,700	559,400
52	384,600	455,800	508,000	560,300
53	385,500	457,700	509,000	561,100
54	386,400	458,900	510,300	562,000
55	387,100	460,100	511,600	562,900
56	388,000	461,300	512,900	563,800
57	388,700	462,500	513,900	564,700
58	389,600	463,500	514,700	565,600
59	390,400	464,500	515,500	566,500
60	391,200	465,500	516,300	567,200
61	391,700	466,300	517,200	568,100
62	392,200	467,000	518,000	569,000
63	392,600	467,700	518,900	569,900
64	393,100	468,400	519,700	570,800
65	393,400	469,100	520,600	571,700
66		469,800	521,500	
67		470,500	522,200	
68		471,100	523,100	
69		471,400	524,000	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

定年前再任用短時間勤務員	70	472,100	524,800
	71	472,800	525,700
	72	473,500	526,600
	73	473,900	527,400
	74	474,500	528,300
	75	475,200	529,200
	76	475,900	529,900
	77	476,300	530,700
	78	476,900	531,600
	79	477,500	532,500
	80	478,000	533,400
	81	478,600	534,200
82	479,100	535,100	
83	479,600	536,000	
84	480,100	536,900	
85	480,500	537,700	
86	481,100	538,600	
87	481,500	539,500	
88	482,000	540,400	
89	482,500	541,200	
90	483,100		
91	483,700		
92	484,100		
93	484,600		
94	485,200		
95	485,800		
96	486,400		
97	486,900		
基準 給料月額 円	338,700	393,100	466,100
	296,300		

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	151,100	223,700	282,300	327,100	371,200
	2	152,500	225,300	284,200	329,100	373,900
	3	153,900	226,900	286,300	331,300	376,500
	4	155,300	228,500	288,300	333,500	379,200
	5	156,500	229,900	290,400	335,300	381,600
	6	158,300	231,500	292,400	337,500	384,300
	7	160,000	233,000	294,300	339,500	386,900
	8	161,600	234,600	296,300	341,700	389,600
	9	163,200	235,700	298,200	343,500	391,700
	10	164,900	237,200	300,200	345,600	394,000
	11	166,500	238,600	302,200	347,700	396,200
	12	168,300	239,800	304,200	349,800	398,400

13	169,800	241,400	306,100	351,300	400,500
14	171,700	242,800	308,000	353,300	402,500
15	173,700	244,000	310,100	355,200	404,500
16	175,600	245,400	312,100	357,200	406,600
17	177,500	246,200	314,000	359,000	408,400
18	179,300	247,400	316,000	361,000	410,400
19	181,100	248,600	318,100	363,000	412,300
20	183,000	249,700	320,100	365,000	414,400
21	184,800	251,100	321,900	366,800	416,200
22	187,300	252,000	323,900	368,800	417,800
23	189,800	253,000	325,600	370,900	419,400
24	192,300	254,100	327,600	373,000	420,900
25	194,800	255,300	329,300	374,400	422,400
26	196,300	256,600	331,200	376,200	423,700
27	197,900	258,300	333,100	378,000	425,000
28	199,400	260,100	335,100	379,700	426,300
29	201,000	261,700	336,400	381,500	427,600
30	202,700	263,400	338,200	383,000	428,800
31	204,300	265,000	339,900	384,600	430,000
32	206,000	266,600	341,700	386,300	431,100
33	207,400	268,600	343,300	387,600	432,300
34	209,000	270,500	345,100	388,900	433,500
35	210,600	272,300	347,000	390,200	434,700
36	212,200	274,100	348,800	391,400	435,900
37	213,600	276,100	350,600	392,500	437,200
38	215,200	277,800	352,300	393,700	438,000
39	216,900	279,500	353,900	394,800	438,400
40	218,600	281,100	355,600	395,900	439,100
41	219,900	282,900	356,800	396,700	439,600
42	221,400	284,600	357,800	397,500	440,000
43	222,800	286,400	358,900	398,300	440,400
44	224,300	288,000	360,000	399,100	440,800
45	225,700	289,700	361,100	399,500	441,200
46	227,100	291,500	361,800	400,100	441,600
47	228,400	293,300	362,900	400,600	442,000
48	229,700	295,200	363,900	401,000	442,300
49	231,000	296,900	364,800	401,400	442,600
50	232,400	298,600	365,700	401,700	443,000
51	233,900	300,400	366,600	402,000	443,300
52	235,300	302,200	367,500	402,300	443,600
53	236,300	303,500	368,200	402,600	443,900
54	237,600	305,200	368,900	402,900	
55	238,600	306,700	369,700	403,200	
56	239,800	308,300	370,500	403,500	
57	241,100	310,000	370,900	403,800	
58	242,400	311,700	371,500	404,100	
59	243,500	313,300	372,200	404,400	
60	244,800	315,000	372,900	404,800	
61	246,100	315,900	373,200	405,000	
62	247,100	317,300	373,800	405,300	
63	248,300	318,800	374,400	405,600	
64	249,400	320,400	375,000	405,900	
65	250,500	321,800	375,300	406,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以

外の 職員							
66	251,800	323,100	375,800				
67	253,100	324,300	376,400				
68	254,300	325,600	376,900				
69	255,900	326,700	377,200				
70	257,300	327,700	377,600				
71	258,500	328,800	378,000				
72	259,700	329,800	378,400				
73	260,800	330,300	378,900				
74	262,100	331,200	379,300				
75	263,400	332,000	379,800				
76	264,500	332,900	380,300				
77	265,300	333,700	380,700				
78	266,600	334,000	381,200				
79	267,900	334,600	381,700				
80	269,200	335,300	382,200				
81	270,100	335,900	382,500				
82	271,300	336,600	383,000				
83	272,600	337,300	383,400				
84	273,900	338,000	383,800				
85	274,700	338,700	384,200				
86	275,800	339,200	384,700				
87	276,700	339,800	385,100				
88	277,800	340,400	385,500				
89	278,800	340,700	385,800				
90	279,800	341,300	386,300				
91	280,900	341,800	386,700				
92	282,000	342,400	387,100				
93	282,600	342,900	387,400				
94	283,300	343,400	387,900				
95	283,800	343,900	388,300				
96	284,600	344,300	388,700				
97	285,400	344,600	389,000				
98	286,000	344,900					
99	286,600	345,300					
100	287,200	345,600					
101	287,900	346,100					
102	288,400	346,400					
103	288,800	346,700					
104	289,200	347,000					
105	289,400	347,400					
106	289,600	347,700					
107	289,800	348,100					
108	290,000	348,400					
109	290,400	348,800					
110	290,600	349,100					
111	290,800	349,400					
112	291,000	349,700					
113	291,400	350,000					
114	291,600	350,400					
115	291,800	350,800					
116	292,100	351,200					
117	292,500	351,700					
118	292,800	352,100					
119	293,000	352,500					

定年前再任用 短時間勤務職員	120	293,300	352,900	121	293,600	353,400	122	293,800	123	294,000	124	294,300	125	294,600
		基準 給料月額 円			基準 給料月額 円			基準 給料月額 円		基準 給料月額 円		基準 給料月額 円		
		215,400	257,000		279,600			322,900		365,100				

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	165,400	240,300	288,400	330,200	374,200
	2	166,800	242,100	290,100	332,300	376,800
	3	168,300	243,900	291,700	334,300	379,500
	4	169,700	245,700	293,500	336,500	382,100
	5	171,100	247,100	295,200	338,500	384,300
	6	172,600	248,400	296,900	340,600	386,700
	7	174,100	249,500	298,600	342,700	389,000
	8	175,600	250,800	300,300	344,800	391,300
	9	176,900	251,800	302,100	346,300	393,300
	10	178,500	252,800	303,800	348,300	395,400
	11	180,100	253,700	305,500	350,200	397,600
	12	181,700	254,600	307,200	352,200	399,900
	13	183,400	255,800	308,600	354,100	401,800
	14	186,700	256,900	310,200	356,200	403,800
	15	188,000	257,700	312,000	358,300	406,000
	16	190,300	258,700	313,800	360,300	408,200
	17	192,500	259,200	315,400	362,300	410,200
	18	194,600	260,300	317,000	364,300	412,400
	19	196,700	261,300	318,700	366,400	414,600
	20	198,700	262,500	320,300	368,500	416,700
	21	200,800	263,100	321,700	370,200	418,600
	22	203,100	264,200	323,200	372,300	420,500
	23	205,400	265,100	324,600	374,400	422,300
	24	207,600	266,100	326,100	376,400	424,200
	25	209,900	267,300	327,500	378,400	425,900
	26	211,300	268,100	328,900	380,000	427,500
	27	212,700	269,300	330,300	381,900	429,200
	28	213,900	270,600	331,900	383,800	430,800
	29	215,300	272,000	333,000	385,600	432,100
	30	216,700	273,200	334,500	387,300	433,400
	31	218,200	274,500	335,900	389,200	435,000
	32	219,400	276,000	337,400	391,000	436,500

33	220,800	277,400	338,900	392,700	438,200
34	222,300	278,800	340,400	394,400	439,800
35	223,800	279,900	342,000	396,200	441,200
36	225,300	281,200	343,500	397,900	442,600
37	226,400	282,900	345,200	399,500	443,700
38	228,100	284,600	346,800	401,200	445,000
39	229,800	286,000	348,300	403,000	446,300
40	231,500	287,400	349,900	404,800	447,700
41	232,800	288,800	351,100	406,300	448,700
42	234,500	290,500	352,600	407,800	449,400
43	236,200	292,300	354,100	409,300	450,200
44	237,900	294,000	355,500	410,600	450,800
45	239,500	295,600	357,100	411,700	451,700
46	240,900	297,300	358,100	412,800	452,400
47	242,200	299,000	359,600	413,900	453,200
48	243,300	300,800	360,900	415,100	454,000
49	244,500	302,400	362,300	416,400	454,700
50	245,600	303,900	363,700	417,500	455,400
51	246,500	305,500	365,000	418,700	456,100
52	247,600	307,100	366,400	419,800	456,900
53	248,500	308,400	367,800	421,000	457,700
54	249,600	309,800	368,900	422,000	458,500
55	250,500	311,200	369,900	423,100	459,200
56	251,600	312,800	371,000	424,200	459,900
57	252,000	314,300	372,000	425,300	460,700
58	252,900	315,700	372,700	425,800	
59	253,800	317,100	373,600	426,400	
60	254,500	318,600	374,500	426,800	
61	255,300	319,400	375,000	427,400	
62	256,200	320,800	375,700	427,900	
63	257,100	322,200	376,400	428,300	
64	258,100	323,700	377,100	428,800	
65	259,100	324,800	377,700	429,400	
66	260,100	326,200	378,300	429,800	
67	261,300	327,500	379,000	430,100	
68	262,500	328,800	379,600	430,400	
69	263,600	330,200	380,100	430,800	
70	265,000	331,600	380,600		
71	266,300	333,000	381,200		
72	267,600	334,300	381,700		
73	269,100	335,200	382,300		
74	270,600	336,500	382,700		
75	272,000	337,700	383,200		
76	273,400	339,000	383,600		
77	274,800	340,100	383,900		
78	276,100	341,000	384,400		
79	277,500	342,200	384,800		
80	278,600	343,500	385,000		
81	280,000	344,600	385,200		
82	281,500	345,800	385,600		
83	283,000	347,000	385,900		
84	284,500	348,100	386,100		
85	285,600	349,100	386,300		
86	287,100	350,100	386,700		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職

員以 外の 職員	87	288,600	351,200	387,100
	88	290,000	352,300	387,400
	89	291,000	353,100	387,600
	90	292,400	354,200	388,000
	91	293,600	355,300	388,500
	92	294,900	356,400	388,900
	93	296,300	357,100	389,200
	94	297,600	357,900	389,600
	95	298,800	358,700	390,100
	96	300,100	359,400	390,500
	97	300,600	360,000	390,800
	98	301,800	360,500	
	99	302,900	361,100	
	100	304,100	361,600	
	101	305,200	362,200	
	102	306,400	362,700	
	103	307,600	363,300	
	104	308,700	363,800	
	105	310,000	364,200	
	106	311,200	364,600	
	107	312,400	365,200	
	108	313,600	365,700	
	109	314,400	366,000	
	110	315,100	366,500	
	111	315,800	366,900	
	112	316,400	367,200	
	113	317,100	367,800	
	114	317,400	368,300	
	115	318,000	368,800	
	116	318,700	369,300	
	117	319,100	369,900	
	118	319,700	370,400	
	119	320,300	370,900	
	120	320,900	371,300	
	121	321,300	371,900	
	122	321,800	372,400	
	123	322,300	372,900	
	124	322,800	373,400	
	125	323,200	374,000	
	126	323,600	374,400	
	127	323,900	374,900	
	128	324,200	375,400	
	129	324,600	376,000	
	130	325,000		
	131	325,400		
	132	325,700		
	133	325,900		
	134	326,200		
	135	326,600		
	136	326,800		
	137	327,000		
	138	327,300		
	139	327,600		
	140	327,900		

141	328,100				
142	328,400				
143	328,800				
144	329,000				
145	329,200				
146	329,400				
147	329,800				
148	330,000				
149	330,300				
150	330,700				
151	331,100				
152	331,500				
153	331,800				
154	332,200				
155	332,600				
156	333,000				
157	333,300				
158	333,700				
159	334,000				
160	334,400				
161	334,700				
162	335,100				
163	335,500				
164	335,900				
165	336,200				
166	336,600				
167	337,000				
168	337,400				
169	337,700				
定年前再任用短時間勤務職員					

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	<p>第六条 前条の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)</p> <p>第九条第二項、第十八条第五項(給与条例第十八条の四第四項にお</p>	附則	<p>第六条 前条の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)</p> <p>第九条第二項及び第十八条第五項(給与条例第十八条の四第四項に</p>

51 令和四年改正後給与条例附則第十項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」とあるのは「とする。」に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額。」とする。

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、令和四年改正後給与条例附則第八項の規定が適用される者についての職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 (略)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 (略)

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第五条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条（教育職員の特殊勤務手当） 教育職員の特殊勤務手当は、公立学校の教員（主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員で短時間勤務の職を占める者（第七条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号、第七條第二項において「育児休業法」という。）第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員</p>	<p>第五条（教育職員の特殊勤務手当） 教育職員の特殊勤務手当は、公立学校の教員（主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（第七条第二項において「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号、第七條第二項において「育児休業法」という。）第十八條第一</p>

(第七条第二項において「任期付短時間勤務職員」という。)に限る。)をいう。)及び実習助手が、次の各号の一に該当する勤務に従事したときに支給する。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

(社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当) 第七条 (略)

2 前項の手当は、勤務一月につき一万七百元(育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(第七条第二項において「任期付短時間勤務職員」という。)に限る。)をいう。)及び実習助手が、次の各号の一に該当する勤務に従事したときに支給する。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

(社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当) 第七条 (略)

2 前項の手当は、勤務一月につき一万七百元(育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第六条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
附則	<p>1 (施行期日) この条例は、昭和二十六年八月十三日から施行する。</p> <p>2 (降給に係る経過措置) 当分の間、次に掲げる措置については、法第二十七条第二項に規定する降給とみなす。</p> <p>一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)附則第八項の措置</p> <p>二 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)附則第五項の措置</p> <p>三 前各号に掲げる措置に相当するもので規則その他の規程で定めるもの</p> <p>3 前項各号に掲げる措置を受ける職員には、当該措置の適用により当該職員に支給される給料月額等を通知するものとする。</p>	<p>この条例は、昭和二十六年八月十三日から施行する。</p>

(職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)
 第七条 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果) 第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令の日を受ける給料の月額(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(減給の効果) 第三条 減給は、一日以上六月以下給料の月額(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の十分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)
 第八条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給) 第二条 この条例の規定による退職手当は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要する者(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>(一般の退職手当) 第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職)</p>	<p>(退職手当の支給) 第二条 この条例の規定による退職手当は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要する者(同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>(一般の退職手当) 第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職)</p>

等の場合の退職手当の基本額)

第四条 (略)

一 地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二一四 (略)

2・3 (略)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 (略)

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二一七 (略)

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者(警察法(昭和二十九

年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十四項及び第二十項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本

等の場合の退職手当の基本額)

第四条 (略)

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二一四 (略)

2・3 (略)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 (略)

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二一七 (略)

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、

給料月額の変額改定(給料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本

額に係る特例)
第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているものに係る定年から二十年を減じた年齢以上であるもの(次項に該当するものを除く。)に対する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)

2 (略)

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替へて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十四項及び第二十項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。)」により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額」の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。一とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額」の減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条第一項の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替へるものとする。

第六条の二 第五条の二第二項(第五条の三の二において読み替へて準用する場合を含む。)

額に係る特例)
第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているものに係る定年から十五年を減じた年齢以上であるもの(次項に該当するものを除く。)に対する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)

2 (略)

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる

以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロ(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。ただし、第五条の三第二項に規定する者に対して支給する退職手当の基本額については、この限りでない。

一 六十以上 特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)に六十を乗じて得た額

二 (略)

第六条の三 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第六条の二 第一号	特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合は、特定減額前俸給月額)同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。次号において同じ。	特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合は、特定減額前俸給月額)同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に	特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合は、特定減額前俸給月額)同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に

同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。ただし、第五条の三第二項に規定する者に対して支給する退職手当の基本額については、この限りでない。

一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 (略)

第六条の三 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第六条の二 第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額

(略)	(略)	相当する年数一年につき百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額
-----	-----	---

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)、第十六条の規定による第二号介護休暇(勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七條第四項において同じ。))の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。)、勤務時間等条例第十六条の規定による介護支援部分休暇(勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇をいう。第七條第四項において同じ。))の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月(第七條第四項においてこれらを「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを除く。(ご)に当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第五項において「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)、第十六条の規定による第二号介護休暇(勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七條第四項において同じ。))の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。)、勤務時間等条例第十六条の規定による介護支援部分休暇(勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇をいう。第七條第四項において同じ。))の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月(以下これを「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを除く。(ご)に当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各

の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額を合計した額とする。

一―九 (略)

2―5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一―四 (略)

2 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から二十年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 (略)

2―16 (略)

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間」と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(一年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第三項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員

月の調整月額を合計した額とする。

一―九 (略)

2―5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一―四 (略)

2 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 (略)

2―16 (略)

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間」と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(一年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第三項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員

が人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない。

員が人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない。

第十三条 (退職手当の支払の差止め)

第十三条 (退職手当の支払の差止め)

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 (略)

二 (略)

2-4 (略)

2-4 (略)

5 (略)

5 (略)

一 当該支払差止め処分を受けた者について、当該支払差止め処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

一 当該支払差止め処分を受けた者について、当該支払差止め処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

三 (略)

6-10 (略)

6-10 (略)

第十四条 (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中

続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受け
るべき行為をしたと認めるとき。

2-6 (略)

第十五条 (退職をした者の退職手当の返納)
退職をした者に対し当該退職に係る
一般の退職手当等の額が支払われた後におい
て、次の各号のいずれかに該当するときは、
当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退
職をした者に対し、第十二条第一項に規定す
る事情のほか、当該退職をした者の生計の状
況を勘案して、当該一般の退職手当等の額
（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の
支給を受けていなければ第十条第二項又は第
五項の規定による退職手当の支給を受けるこ
とができた者（次条及び第十七条において「
失業手当受給可能者」という。）であつた場
合には、これらの規定により算出される金額
（次条及び第十七条において「失業者退職手
当額」という。）を除く。）の全部又は一部
の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行
為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処
せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当
等の額の算定の基礎となる職員としての引
き続いた在職期間中の行為に關し定年前再
任用短時間勤務職員に対する免職処分を受
けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をし
た者（定年前再任用短時間勤務職員に対す
る免職処分の対象となる職員を除く。）に
ついで、当該一般の退職手当等の額の算定
の基礎となる職員としての引き続いた在職
期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為
をしたと認めるとき。

2-6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相
当額の納付)

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場
合には、その遺族）に対し当該退職に係る一
般の退職手当等の額が支払われた後において
、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者
（以下この条において「退職手当の受給者」と
いう。）が当該退職の日から六月以内に第
十五条第一項又は前条第一項の規定による処
分を受けることなく死亡した場合（次項から
第五項までに規定する場合を除く。）におい
て、当該退職に係る退職手当管理機関が、当
該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を
含む。以下この項から第六項までにおいて同
じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に
、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の

に懲戒免職等処分を受けるべき行為をした
と認めるとき。

2-6 (略)

第十五条 (退職をした者の退職手当の返納)
退職をした者に対し当該退職に係る
一般の退職手当等の額が支払われた後におい
て、次の各号のいずれかに該当するときは、
当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退
職をした者に対し、第十二条第一項に規定す
る事情のほか、当該退職をした者の生計の状
況を勘案して、当該一般の退職手当等の額
（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の
支給を受けていなければ第十条第二項又は第
五項の規定による退職手当の支給を受けるこ
とができた者（次条及び第十七条において「
失業手当受給可能者」という。）であつた場
合にあつては、これらの規定により算出され
る金額（次条及び第十七条において「失業者
退職手当額」という。）を除く。）の全部又
は一部の返納を命ずる処分を行うことができ
る。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行
為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処
せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当
等の額の算定の基礎となる職員としての引
き続いた在職期間中の行為に關し再任用職
員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をし
た者（再任用職員に対する免職処分の対象
となる職員を除く。）についで、当該一般
の退職手当等の額の算定の基礎となる職員
としての引き続いた在職期間中に懲戒免職
等処分を受けるべき行為をしたと認めたと
き。

2-6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相
当額の納付)

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場
合には、その遺族）に対し当該退職に係る一
般の退職手当等の額が支払われた後において
、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者
（以下この条において「退職手当の受給者」と
いう。）が当該退職の日から六月以内に第
十五条第一項又は前条第一項の規定による処
分を受けることなく死亡した場合（次項から
第五項までに規定する場合を除く。）におい
て、当該退職に係る退職手当管理機関が、当
該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を
含む。以下この条において同じ。）に対し、
当該退職の日から六月以内に、当該退職をし
た者が当該一般の退職手当等の額の算定の基

額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する広島県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する広島県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

6—8 (略)

附則

1 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6—8 (略)

附則

1 (略)

2| 1 職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第十八号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。ただし、この条例施行前の退職（附則第五項の規定が適用される退職を除く。）による退職手当の支給については、なお従前の例による。

3| この条例施行の際現在に在職する職員がこの条例施行前における勤続期間については、人事委員会規則で定めるものを除くほか、なお従前の例による。ただし、その者の在職期間に引き続く旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、その者の勤続期間から除算しないものとする。

4| この条例施行の際現在に在職する職員が、この条例施行の日以後第四条第一項及び第五条第一項に規定する事由以外の事由により退職した場合において、その者につき旧条例第三

条の規定を適用して計算した退職手当の額が、第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

5) 昭和二十年八月十五日において外地の官署に所属する職員であつた者、同日において外国政府に使用される者であつた者（職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き当該使用される者となつた者に限る。）その他の人事委員会規則で定める者で同日において本邦外にあつたものうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間）以内に職員となつたもの又は同年八月一日以後において当該期間内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き当該職員となつたものの勤続期間（附則第三項に規定する勤続期間に該当するものを除く。）については、人事委員会規則で別段の定めをすることができる。

6) 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は前項に規定する者のうち、職員としての引き続き在職期間中において、職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて人事委員会規則で定める退職（以下「特殊退職」という。）をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、次項及び附則第八項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合（次項若しくは附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けていた退職をした者については、当該割合とその者に係る次項又は附則第八項において例によることとしている附則第六項第二号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年広島県条例第五十三号）附則第三項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年

改正条例」という。) 附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当に相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(人事委員会規則で定める者のうち第四条(二十五年以上勤続して退職した者のうち定数減少等による退職者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)又は第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する特殊退職をしたものについては、第四条第一項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

7) 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において、昭和二十九年六月三十日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後任命権者の要請を受けこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職(整理退職)に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。以下次項において「要請による退職」という。)をし、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額については、前項の規定の例による。

8) 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間(その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第七十一号)第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する者及び同条第二項に規定する者で第二条第二項に規定する者に相当するものとして在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を二回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続き在職期間に限る。）中において、昭和三十八年三月三十一日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員（第七条第五項第一号に規定する者をいう。以下同じ。）として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職、特殊退職に該当する退職及び要請による退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額については、附則第六項の規定の例による。

9] この条例の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソヴイエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、かつ、本邦に帰還しないもの（自己の意志により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。）が恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の規定によつて退職したものとみなされたとき、又はこの条例施行の日以後死亡が確認されたときは、その者が退職の日又は死亡の日に退職したものとみなし、人事委員会規則で定めるところにより第四条の規定による退職手当（その退職の日がこの条例施行前であるときは、附則第二項ただし書の規定により従前の例によることとされる旧条例第四条の規定による退職手当）を支給する。

10] この条例の施行の日以後に死亡した職員については、地方公務員法附則第六項の規定により従前の例によることとされる旧官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）に規定する死亡賜金は、支給しない。

11] 職員の給与に関する条例及び母子相談員及び婦人相談員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年広島県条例第三十六号）附則第九項に規定する特定管理職員が、昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に退職した

場合に支給する退職手当については、同項の規定の適用がないものとみなしてこの条例を適用する。

12 前項の規定による措置に準じた措置をする必要があると認められる職員の退職手当については、人事委員会の定めるところによる。

(略)

14 13 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き同職となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き同職となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続き在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員として在職したことに引き続き在職したことを含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

17 15・16 (略)

17 15 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条例附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十七項」とする。

18 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条

31 21 (略)

昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き同職となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き同職となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続き在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社の職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員として在職したことに引き続き在職したことを含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

61 41・51 (略)

61 41 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三の二まで、附則第十六項から第十九項まで及び附則第二十一項から第二十五項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第六項」とする。

71 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条

例附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第十九項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8| 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正条例附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条又は附則第十七項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第六項の規定の例により計算して得られる額とする。

9| 13| (略)

14| 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額額が減額前の俸給月額額に達しない場合、その差額に相当する額を支給することとする。法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額額には、当該差額を含まないものとする。

16| 15| (略)

16| 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十六項」とする。

17| 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十七項」とする。

18| 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第 号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第

例附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

19| 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正条例附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第十七項の規定の例により計算して得られる額とする。

20| 24| (略)

25| (略)

<p>二十六号。以下「令和五年旧職員定年条例」という。）第三条ただし書に規定する職員に相当する職員</p> <p>二 職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員</p> <p>三 給与その他の処遇の状況が前一号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員</p> <p>19 職員の給与に関する条例附則第八項及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町給与条例」という。）附則第五項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p>	<p>20 当分の間、職員の給与に関する条例附則第八項又は市町給与条例附則第五項の規定が適用される職員については、当該職員が同項に規定する特定日の前日に、現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、当該職員の同日までの勤務期間及び同日における給料月額（特定任命により職員となつた後に退職した者にあつては、俸給月額）を基礎として算定した額が、退職の日におけるその者の同日までの勤務期間及び退職日給料月額を基礎として算定した額よりも多いときは、その多い額をもつて退職手当の額とする。</p> <p>21 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三第一項、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三第一項本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三条本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五条の三第一項の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三条本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当</p>
---	--

する職員を含む。)にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

22) 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第五条の三第一項、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三第一項の表第四号第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは「百分の三」とする。

附則第十八項各号に掲げる職員以外の者(令和五年旧職員定年条例第三条本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	六十歳
附則第十八項第一号に掲げる職員	六十五歳
附則第十八項第一号に掲げる職員(令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者に限る。)	六十五歳
附則第十八項第三号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

23) 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者に対する第五条の三第一項及び第五条の三の二の規定の適用並びに第八条の三の規定の適用については、第五条の三第一項本文及び第八条の二第一項第一号中二十年を「とあるのは二十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三第一項本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の三第一項第一号中「定年」とあるのはそ

24 各欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三第一項及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三第一項の表第四号第一項及び第五号第一項の項、第五条の二第二号の項及び第六号の三の表第六号の二第二号の項及び第六号の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは、「附則第二十二項の表の上欄に掲げる者の区分ごとと同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三第一項、第五条の三の二及び第六号の三の規定の適用については、第五条の三第一項の表第四号第一項及び第五号第一項の項、第五号の二第二号の項並びに第六号の三の表第六号の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第九条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	1 — 4 (略)	附則	1 — 4 (略)
5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年広島県条例第三十	5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年広島県条例第三十	5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年広島県条例第三十	5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年広島県条例第三十

五号。以下「昭和五十二年改正条例」という。)
の施行の日(以下「施行日」という。)に
在職する職員(施行日に昭和五十二年改正条
例第一条の規定による改正前の職員の退職手
当に関する条例第七条の三第一項に規定する
公庫等職員(以下「指定法人職員」という。
)として在職する者のうち、施行日前に職員
から引き続き指定法人職員となる者又は施
行日に職員以外の地方公務員等として在職す
る者で、指定法人職員又は職員以外の地方公
務員等として在職した後引き続き職員とな
るものを含む。次項及び附則第七項において
同じ。)のうち、施行日以後に職員の退職手
当に関する条例(以下「退職手当条例」とい
う。)
第三条から第五項まで又は附則第十六
項若しくは第十七項の規定に該当する退職を
し、かつ、その勤続期間が三十五年以下であ
る者に対する退職手当の基本額は、当分の間、
同条例第三条から第五項の三の二まで、附則
第十六項から第十九項まで及び第二十一項か
ら二十五項までの規定により計算した額にそ
れぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とす
る。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後
に退職手当条例第三条第一項の規定に該当す
る退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年
以上四十二年以下である者に対する退職手当
の基本額は、当分の間、同項又は同条例第五
条の二(同条例第五条の三の二において読み
替えて準用する場合を含む。)
及び附則第十
九項の規定により計算した額に前項に定める
割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後
に退職手当条例第五条又は附則第十七項の規
定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間
が三十五年を超える者に対する退職手当の基
本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十
五年として附則第五項の規定の例により計算
して得られる額とする。

8 昭和三十七年改正条例附則第三項の規定の
適用を受ける職員で附則第五項から前項まで
の規定に該当するものに対する退職手当の額
は、退職手当条例第二条の四から第五条の三
の二まで及び第六条から第六項の五まで、昭
和三十七年改正条例附則第三項並びにこの条
例附則第五項から前項まで又は附則第十六項
の規定にかかわらず、その者につき昭和三十
七年改正条例による改正前の職員の退職手当
に関する条例の規定により計算した退職手当
の額と退職手当条例及び附則第五項から前項
まで又は附則第十六項の規定により計算した
退職手当の額とのいずれが多い額とする。

9 附則第九項に規定する者又は附則第十一項
の規定に該当する者が適用日以後に退職した

五号。以下「昭和五十二年改正条例」という。
の施行の日(以下「施行日」という。)に
在職する職員(施行日に昭和五十二年改正条
例第一条の規定による改正前の職員の退職手
当に関する条例第七条の三第一項に規定する
公庫等職員(以下「指定法人職員」という。
)として在職する者のうち、施行日前に職員
から引き続き指定法人職員となる者又は施
行日に職員以外の地方公務員等として在職す
る者で、指定法人職員又は職員以外の地方公
務員等として在職した後引き続き職員とな
るものを含む。次項及び附則第七項において
同じ。)のうち、施行日以後に職員の退職手
当に関する条例(以下「退職手当条例」とい
う。)
第三条から第五項までの規定に該当す
る退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年
以下である者に対する退職手当の基本額は、
当分の間、退職手当条例第三条から第五項の
三までの規定により計算した額にそれぞれ百
分の八十三・七を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後
に退職手当条例第三条第一項の規定に該当す
る退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年
以上四十二年以下である者に対する退職手当
の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条
例第五条の二の規定により計算した額に前項
に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後
に退職手当条例第五条の規定に該当する退職
をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超え
る者に対する退職手当の基本額は、当分の間、
その者の勤続期間を三十五年として附則第五
項の規定の例により計算して得られる額とす
る。

8 昭和三十七年改正条例附則第三項の規定の
適用を受ける職員で附則第五項から前項まで
の規定に該当するものに対する退職手当の額
は、改正後の条例第二条の四から第五条の三
まで及び第六条から第六項の五まで、昭和三
十七年改正条例附則第三項並びにこの条例附
則第五項から前項まで又は附則第十六項の規
定にかかわらず、その者につき昭和三十七年
改正条例による改正前の職員の退職手当に関
する条例の規定により計算した退職手当の額
と改正後の条例及び附則第五項から前項まで
又は附則第十六項の規定により計算した退職
手当の額とのいずれが多い額とする。

9 附則第九項に規定する者又は附則第十一項
の規定に該当する者が適用日以後に退職した

場合におけるその者に対する退職手当条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、退職手当条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、昭和三十七年改正条例附則第三項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び昭和三十七年改正条例附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

一 退職手当条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、昭和三十七年改正条例附則第三項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 (略)

15-18 (略)

場合におけるその者に対する新条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、昭和三十七年改正条例附則第三項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び昭和三十七年改正条例附則第三項の規定を適用して計算した額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

一 新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、昭和三十七年改正条例附則第三項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 (略)

15-18 (略)

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1-12 (略)</p> <p>13 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第六項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1-12 (略)</p> <p>13 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第七項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

附則

(経過措置)

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者）をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで並びに附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年広島県条例第五十三号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第三項、附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年広島県条例第五十四号。以下「平成十五年改正条例」という。）附則第十三項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで、第六条から第六条の五まで及び附則第六項から第八項まで並びに附則第四条、附則第五条、附則第八条の規定による改正後の昭和三十七年改正条例附則第三項、昭和四十八年改正条例附則第五項から第八項まで並びに平成十五年改正条例附則第十三項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にか

附則

(経過措置)

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者）をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで並びに附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年広島県条例第五十三号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第三項、附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年広島県条例第五十四号。以下「平成十五年改正条例」という。）附則第十三項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで、第六条から第六条の五まで及び附則第十七項から第十九項まで並びに附則第四条、附則第五条、附則第八条の規定による改正後の昭和三十七年改正条例附則第三項、昭和四十八年改正条例附則第五項から第八項まで並びに平成十五年改正条例附則第十三項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にか

かわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 (略)

かわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 (略)

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(支給対象)
第一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第十二条の二第一項各号に掲げる職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

3・4 (略)

(支給対象)
第一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第十二条の二第一項各号に掲げる職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

3・4 (略)

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(職員の派遣)
第二条 (略)

2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(職員の派遣)
第二条 (略)

2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された者を除く。）

二 (略)

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条に規定する条件付採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

四 (略)

五 職員の定年等に関する条例第九条第一項

二 (略)

三 地方公務員法第二十二条に規定する条件付採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

四 (略)

<p>から第四項までの規定により異動期間(一)からの規定により延長された期間を含む。 ()を延長された管理監督職を占める職員 六 (略)</p>	<p>五 (略)</p>
---	--------------

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
第十四条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(一)からの規定により延長された期間を含む。 ()を延長された管理監督職を占める職員 四 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第七条 (略) 一・二 (略) 三 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(一)からの規定により延長された期間を含む。 ()を延長された管理監督職を占める職員 四 (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第七条 (略) 一・二 (略) 三 (略)</p>
<p>(部分休業の承認) 第十四条 部分休業の承認は、勤務時間等条例第七条第一項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二十二條の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。 2・3 (略)</p>	<p>(部分休業の承認) 第十四条 部分休業の承認は、勤務時間等条例第七条第一項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。 2・3 (略)</p>

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)
第十五条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務を割り振るものとする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>第四条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、四週間</p>	<p>第四条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、四週間</p>

ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員並びに定年前任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）
第十二条（略）

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員
二十日（育児短時間勤務職員並びに定年前任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

二・三（略）

（介護支援部分休暇）
第十四条の三（略）

4 定年前任用短時間勤務職員については、第二項中「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一」とあるのは、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同条第三項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間」と、「職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業を承認されている職員、第一号介護休暇」とあるのは、「第一号介護休暇」と、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から当該部分休業、高齢者部分休業」とあるのは、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同条第三項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間から当該部分休業」と読み替えるものとする。

5（略）

の期間につき八日（育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）
第十二条（略）

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員
二十日（育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

二・三（略）

（介護支援部分休暇）
第十四条の三（略）

4 再任用短時間勤務職員については、第二項中「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一」とあるのは、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同条第三項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間」と、「職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業を承認されている職員、第一号介護休暇」とあるのは、「第一号介護休暇」と、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から当該部分休業、高齢者部分休業」とあるのは、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同条第三項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間から当該部分休業」と読み替えるものとする。

5（略）

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十六条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

改正前

<p>(職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>六 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十七条 広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一一一 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一一一 (略)</p>
--	--

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第十八条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(職務の級及び号給の決定)

第四条 (略)

2-4 (略)

5 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)[第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)[第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表において当該職員の属する職務の級及び当該職員を受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2| (略)

(昇給の基準)

第五條 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

2-6 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第八條 (略)

2 前項の手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千円を超えない範囲内で、

改正前

(職務の級及び号給の決定)

第四条 (略)

2-4 (略)

5 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第四条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。第三項において「育児休業法」という。)[第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表において当該職員の属する職務の級及び当該職員を受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下この条において「勤務時間等条例」という。)[第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3| (略)

(昇給の基準)

第五條 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2-6 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第八條 (略)

2 前項の手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千円を超えない範囲内で、

職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める額とする。

3-5 (略)

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第十条の二 第四条第三項及び第四項、第五条並びに前二条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

附則

1 (略)

2 この条例施行の際、従前の規定に基づいて行われた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいて行われたものとみなす。

3-4 (略)

5 1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第七項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに同条第三項及び第四項並びに第五条第二項及び第三項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- 二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一号又は第二号に掲げる職を占める職員
- 三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

7

地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第九項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第五項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下こ

職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める額とする。

3-5 (略)

（再任用職員についての適用除外）

第十条の二 前二条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

附則

1 (略)

2 この条例施行の際、従前の規定に基づいてなされた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

3-4 (略)

の項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)(に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。))には、当分の間、特定日以後、附則第五項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8) 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第四条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

9) 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第五項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第七項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10) 附則第七項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第五項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11) 附則第七項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第七条第二項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第七項、第九項又は第十項の規定による給料の額との合計額」とする。

12) 附則第五項から前項までに定めるもののほか、附則第五項の規定による給料月額、附則第七項の規定による給料その他附則第五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第3条関係)

教育職給料表 (イ)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	160,100	175,900	264,200	293,100	406,800
	2	161,600	178,000	266,700	295,700	408,300
	3	163,100	180,100	269,000	298,600	409,800
	4	164,600	182,300	271,300	301,000	411,300
	5	166,300	184,300	273,800	303,500	412,700
	6	168,100	186,500	276,200	305,800	414,100
	7	169,900	188,700	278,400	308,100	415,600
	8	171,700	190,900	280,600	310,500	417,200
	9	173,400	193,100	282,700	312,900	418,600
	10	175,500	195,900	285,000	315,300	420,000
	11	177,500	198,600	287,400	318,000	421,400
	12	179,500	201,300	289,500	320,900	422,700
	13	181,400	204,100	291,900	323,300	424,000
	14	183,600	205,800	293,900	325,200	425,400
	15	185,800	207,400	295,800	327,100	426,800
	16	188,000	209,100	297,800	329,200	428,200
	17	190,200	210,900	299,900	331,200	429,400
	18	192,800	212,500	302,300	333,400	430,700
	19	195,300	214,200	304,800	335,500	431,900
	20	197,800	215,800	307,500	337,500	433,200
	21	200,300	217,600	309,700	339,700	434,300
	22	202,000	219,500	312,100	341,600	435,500
	23	203,700	221,400	314,300	343,800	436,800
	24	205,400	223,300	316,900	345,900	438,100
	25	206,900	224,800	319,500	347,600	439,400
	26	208,300	226,800	321,800	349,400	440,600
	27	209,900	228,800	324,000	351,300	441,600
	28	211,400	230,800	326,100	353,200	442,700
	29	213,100	232,600	328,300	355,000	443,900
	30	214,800	235,300	330,000	356,800	444,700
	31	216,500	238,000	332,100	358,500	445,500
	32	218,200	240,700	334,100	360,400	446,400
	33	219,500	243,300	335,900	361,700	447,300
	34	221,200	246,100	338,000	363,400	447,800
	35	222,900	248,700	340,100	364,900	448,300
	36	224,600	251,400	342,100	366,700	448,800
	37	226,000	253,900	344,100	368,600	449,300
	38	227,700	256,300	346,000	370,100	
	39	229,400	258,800	348,000	371,400	
	40	231,100	261,100	349,900	373,000	
	41	232,700	263,700	351,400	374,100	
	42	234,400	266,100	353,200	375,500	
	43	236,000	268,300	354,800	376,900	
	44	237,600	270,500	356,500	378,400	
	45	239,300	272,600	358,300	379,800	
	46	240,800	274,800	360,000	381,400	
	47	242,100	277,000	361,300	383,000	
	48	243,500	278,900	362,900	384,500	

49	244,700	281,200	364,100	385,900
50	246,100	283,100	365,600	387,400
51	247,500	285,000	367,200	388,900
52	248,700	287,000	368,800	390,300
53	249,800	288,700	370,200	391,500
54	251,200	291,000	371,700	392,800
55	252,400	293,300	373,200	393,900
56	253,400	295,800	374,700	395,000
57	254,600	297,800	376,200	396,400
58	255,800	300,200	377,600	397,600
59	256,900	302,400	379,000	398,800
60	258,100	305,000	380,300	400,100
61	259,500	307,300	381,200	401,300
62	260,300	309,700	382,400	402,300
63	261,500	312,000	383,600	403,700
64	262,400	314,200	384,700	405,000
65	263,400	316,400	385,600	406,200
66	264,800	318,400	386,800	407,300
67	265,900	320,400	387,800	408,500
68	267,200	322,400	388,900	409,600
69	268,800	324,300	390,100	410,600
70	270,300	326,400	391,100	411,800
71	271,600	328,500	392,200	413,000
72	273,000	330,500	393,400	414,200
73	274,000	332,600	394,400	414,800
74	275,000	334,700	395,500	415,600
75	276,200	336,900	396,600	416,300
76	277,200	339,100	397,700	416,800
77	278,400	340,800	398,600	417,100
78	279,500	342,700	399,500	417,500
79	280,700	344,400	400,500	417,900
80	281,900	346,200	401,500	418,300
81	283,100	348,000	402,300	418,600
82	284,000	349,800	403,100	419,000
83	285,200	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	

定年前任用
短時間勤務
職員以外の
職員

102	300,500	375,400	413,000
103	301,000	376,400	413,300
104	301,500	377,400	413,500
105	301,700	378,200	413,700
106	302,100	379,100	414,000
107	302,400	380,000	414,300
108	302,600	381,000	414,500
109	302,800	381,800	414,700
110	303,000	382,800	415,000
111	303,300	383,800	415,300
112	303,600	384,800	415,500
113	303,800	385,400	415,700
114	304,000	386,300	416,000
115	304,200	387,200	416,300
116	304,500	388,100	416,500
117	304,800	388,900	416,700
118	305,100	389,600	
119	305,400	390,400	
120	305,700	391,200	
121	305,900	391,800	
122	306,100	392,600	
123	306,300	393,300	
124	306,600	394,000	
125	306,900	394,600	
126		395,300	
127		395,800	
128		396,400	
129		397,100	
130		397,700	
131		398,200	
132		398,700	
133		399,000	
134		399,300	
135		399,600	
136		399,900	
137	400,200	400,200	
138	400,500	400,500	
139	400,800	400,800	
140	401,100	401,100	
141	401,400	401,400	
142	401,700	401,700	
143	402,000	402,000	
144	402,300	402,300	
145	402,500	402,500	
146	402,800	402,800	
147	403,100	403,100	
148	403,300	403,300	
149	403,500	403,500	
150	403,800	403,800	
151	404,100	404,100	
152	404,300	404,300	
153	404,500	404,500	
154	404,800	404,800	
155	405,100	405,100	
156		405,300	

定年前任用時勤務職	157				
	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円	基礎 給料月額 円
	225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十九条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
附則		附則
第三条(給料に関する経過措置等)		第三条(給料に関する経過措置等)
2(略)		2(略)
3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第 号)第十八条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「令和四年改正後市町給与条例」という。)附則第五項の規定が適用される者については、同項中「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とする。		
4 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十七号)附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」「とあるのは「とする。」に百分の百・三		

を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額。」とする。

第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、令和四年改正後市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

改正
（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第二十条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日等) 1 この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。 (給与条例及び市町立学校職員給与等条例の</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。</p>

2) 一部改正に伴う経過措置
 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第 号。以下「令和四年改正条例」という。)第二条の規定による改正後の給与条例附則第十項、第十四項若しくは第十五項又は令和四年改正条例第十八条の規定による改正後の市町立学校職員給与等条例附則第七項、第九項若しくは第十項の規定による給料を支給される教育職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第 号。以下「令和四年改正条例」という。)

第二条の規定による改正後の給与条例附則第十項、第十四項若しくは第十五項又は令和四年改正条例第十八条の規定による改正後の市町立学校職員給与等条例附則第七項、第九項若しくは第十項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

(警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第二十一条 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十九年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(減給の効果) 第三条 減給は、一日以上一年以下の期間、その発令の日を受ける給料の十分の二以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の十分の二に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	(減給の効果) 第三条 減給は、一日以上一年以下の期間、給料の十分の二以下の額を減ずるものとする。
2	(略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第二条 職員の再任用に関する条例(平成十二年広島県条例第四十八号)は、廃止する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第三条 任命権者は、施行日前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)

第四条第一項又は第二項の規定により勤務することと

され、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第三条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）
第四条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第七条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者
- 二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者
- 三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
- 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - 一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者
 - 二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
 - 三 施行日以後に新定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - 四 施行日以後に新定年条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
 - 六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更

新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

4 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第五条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合（県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。次項及び附則第七条において同じ。）における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第六条 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第四条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考

により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第二項及び附則第十一条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第四条第三項から第五項までの規定を準用する。

第七条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第四条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第十三条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第四条第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第八条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第

二十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢)

第九条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第十条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第四条から第七条までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第十一条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者(基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準

日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

第十二条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十一年とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第八項から第十七項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

第十四条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員に対する新給与条例附則第八項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「」に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第二条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第十五条 暫定再任用職員のうち新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額を、当該職員が新地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項で規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第十五条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「新勤務時間等条例」という。）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十八条第三項、第十八条の四第二項第二号及び第十八条の六第二項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十二条第二項、第十四条の四第一項、第十四条の五第一項及び第十五条第二項の規定を適用する。

6 新給与条例第五条第三項及び第四項、第六条、第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十四条の二並びに第十四条の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う読替え）

第十六条 当分の間、新給与条例附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員にあつては、第五条による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新特殊勤務手当条例」という。）第十二条第二項、第二十六条第二項、第四十四条第二項及び第四十九条第二項の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員との給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」と、第八条による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第三条第一項の規定中「その者の給料月額」とあるのは「その者の給料月額と職員との給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」と、「受けるべき給料月額」とあるのは「受けるべき給料月額と職員との合計額」と読み替えるものとする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 暫定再任用短時間勤務職員は、新特殊勤務手当条例第五条第一項及び第七条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規定を適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第二条の規定の適用については、同条

中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

第十九条 暫定再任用職員は、新退職手当条例第十四条第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新退職手当条例の規定を適用する。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十二条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二号第二項第三号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第十三条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。))を占める職員を除く。))とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十四条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第十四条第一項に規定する地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間等条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間等条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除く職員に対する第十六

条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。」とする。

（広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十七条の規定による改正後の広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条第一項各号列記以外の部分に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 第十八条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「新市町給与条例」という。）附則第五項から第十二項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

第二十七条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員に対する新市町給与条例附則第五項の規定の適用については、同項中「とす」とあるのは、「」に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第二条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第二十八条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新市町給与条例第三条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項で規定する勤務時

- 間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新市町給与条例第三条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新市町給与条例第八条第二項及び第十条の二の規定を適用する。
 - 5 市町給与条例第四条第三項及び第四項並びに第五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定は暫定再任用職員には適用しない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- （市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則に関する読替え）
- 第二十九条 当分の間、新市町給与条例附則第七項、第九項又は第十項の規定による給料を支給される職員にあつては、新給与条例第十八条第五項（第十八条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）附則第七項、第九項又は第十項の規定による給料の額との合計額」と、新退職手当条例第三条第一項の規定中「その者の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）附則第七項、第九項又は第十項の規定による給料の額との合計額」と、「受けるべき給料月額」とあるのは、「受けるべき給料月額と市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第七項、第九項又は第十項の規定による給料の額との合計額」と読み替えるものとする。
- （県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第三十条 暫定再任用短時間勤務職員は、第二十条の規定による改正後の県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして同条例の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年の引上げ等に関し、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第七十六号議案

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与からの控除） 第十一条 短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>一 県公舎の使用料 二 地方職員共済組合広島県支部又は警察共済組合広島県支部の定額積立貯金の積立金 三 地方職員共済組合広島県支部又は一般財団法人広島県警察職員互助会の団体取扱いに係る生命保険の保険料</p>	<p>（給与からの控除） 第十一条 短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から県公舎の使用料に相当する額を控除することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公務員等共済組合法の一部が改正され、短時間勤務会計年度任用職員が地方職員共済組合の組合員となること等を踏まえ、給与から控除できる項目を追加するため、この条例案を提出する。

<p>法第三十五條第二項（法第三十六條第二項において準用する場合を含む。）の規格による建築物エネルギー消費性能向上数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>	<p>「法」とい</p>
<p>法第三十六條第二項（法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規格による建築物エネルギー消費性能向上数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十六條第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六條第一項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建</p>	<p>「法」とい</p>
<p>法第三十一條第二項（法第三十二條第二項において準用する場合を含む。）の規格による建築物エネルギー消費性能向上数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十一條第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六條第一項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建</p>	<p>「法」とい</p>
<p>法第三十一條第二項（法第三十二條第二項において準用する場合を含む。）の規格による建築物エネルギー消費性能向上数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（法第三十一條第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六條第一項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建</p>	<p>「法」とい</p>

建築物の全部若しくは一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。)(の)一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)(一棟ごとに、床面積の合計(既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築

建築物の全部若しくは一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。)(の)一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)(一棟ごとに、床面積の合計(既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築

<p>法第三十六條第一項 建築物エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定申請手数料 査</p>	
<p>物の床面積を加えるものとし、 法第三十六條第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額 一・二（略）</p>	
<p>法第三十六條第一項 建築物エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定申請手数料 査</p>	
<p>物の床面積を加えるものとし、 法第三十一條第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額 一・二（略）</p>	

会議室	一 二以外の場合 一 時間まで(ここに)	一、三〇〇円以内
屋外多目的スペース	二 第五条第三項の規定により、変更された日又は時間を使用する場合 一 時間まで(ここに) 一 時的催しのために使用する場合 一 平方メートル一日まで(ここに)	三、〇〇〇円以内 一、〇〇〇円以内
(略)	(略)	(略)

会議室	一 日中(ここに)	一〇、一〇〇円以内
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第四条の規定 公布の日から起算して三十日を経過した日

三 第二条の規定 令和四年十一月十一日

四 第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

(提案理由)

広島港宇品旅客ターミナルのタラップの使用料の新設など、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第七十八号議案

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条

例案

例 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条

広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1―6 （この条例の失効）</p> <p>7 この条例は、施行日から起算して二十五</p> <p>8―10 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1―6 （この条例の失効）</p> <p>7 この条例は、施行日から起算して二十年を</p> <p>8―10 （略）</p>

附 則

この条例は、令和五年三月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に引き続き充ててを目的として、産業廃棄物埋立税の適用期間を五年間延長するため、この条例案を提出する。

県第七十九号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	事務	第二条（略）	事務
三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この号に於いて「法」という。）	市町	三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この号に於いて「法」という。）	市町
（昭和二十三年政令第七十四号。以下この号において「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この号において「省令」という。）	広島市、府中町、北広島市、大崎上島市、世羅町及び石高原町	（昭和二十三年政令第七十四号。以下この号において「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この号において「省令」という。）	広島市、府中町、北広島市、大崎上島市、世羅町及び石高原町
（12）、（13）、（15）、（16）、（22）及び（38）については、助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る。	（12）、（13）、（15）、（16）、（22）及び（38）に掲げる事務を除き、（21）及び（31）から（35）までに掲げる事務を	（12）、（13）、（15）、（16）、（22）及び（36）については、助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る。	（12）、（13）、（15）、（16）、（22）及び（36）に掲げる事務を除き、（21）及び（29）から（33）までに掲げる事務を
（17）から（19）まで及び（37）については、助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る。	（17）から（19）まで及び（37）に掲げる事務を除き、（22）、（23）及び（38）に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに（23）から（30）までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るもの	（17）から（19）まで及び（35）については、助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。	（17）から（19）まで及び（35）に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに（23）から（28）までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るもの
（28）法第五十九条第七項の規定による無認可施設に係る他の	（28）法第五十九条第七項の規定による無認可施設に係る他の	（1）（27）（略）	（1）（27）（略）

<p>都道府県に対する情報の提供の求め</p> <p>(29) 法第五十九条第八項の規定による無認可施設に係る勧告又は命令の通知</p> <p>(30) 法第五十九条第九項の規定による無認可施設に係る事業の停止又は施設の閉鎖の命令の公表</p> <p>(31) (38) (略)</p>	<p>のに限り、福山市については(1)から(3)まで、(14)、(20)、(21)及び(31)から(35)までに掲げる事務を除き、(12)、(13)、(15)から(19)まで、(22)、(37)及び(38)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(23)から(30)までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るものに限り、海田町及び熊野町については(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(20)に掲げる事務に限り、坂町及び安芸太田町については(1)、(2)及び(20)に掲げる事務に限る。</p>
<p>九の三 (略)</p> <p>(1) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いづれも主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町の区域内のみにある取扱業者(3)及び(5)において「地域取扱業者」という。）に係るものに限る。</p> <p>(2) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第六十一条第三項の規定による命令（(1)に規定する指示に係るものに限る。）及び当該命令に係る法第六十二条の規定による公表</p> <p>(3) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者（以下この号において「関係事業者」という。）に対する報告の徴収又は物件の提出の要求（主たる事務所が当該市町の区域内に所在するものに係るものに限る。）（地域取扱業者以外の取扱業者に係る不適正な品質に関する表示等につ</p>	<p>(略)</p>
<p>(28) 法第五十九条第七項の規定による無認可施設に係る勧告又は命令の通知</p> <p>(29) (36) (略)</p>	<p>のに限り、福山市については(1)から(3)まで、(14)、(20)、(21)及び(29)から(33)までに掲げる事務を除き、(12)、(13)、(15)から(19)まで、(22)、(35)及び(36)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(23)から(28)までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るものに限り、海田町及び熊野町については(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(20)に掲げる事務に限り、坂町及び安芸太田町については(1)、(2)及び(20)に掲げる事務に限る。</p>
<p>九の三 (略)</p> <p>(1) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いづれも主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町の区域内のみにある取扱業者(3)及び(5)において「地域取扱業者」という。）に係るものに限る。</p> <p>(2) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第六十一条第三項の規定による命令（(1)に規定する指示に係るものに限る。）及び当該命令に係る法第六十二条の規定による公表</p> <p>(3) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者（以下この号において「関係事業者」という。）に対する報告の徴収又は物件の提出の要求（主たる事務所が当該市町の区域内に所在するものに係るものに限る。）（地域取扱業者以外の取扱業者に係る不適正な品質に関する表示等につ</p>	<p>(略)</p>

<p>て県への通報などにより県が了知した場合を除く。(4)及び(5)において同じ。)</p> <p>(4) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第六十五条第四項の規定による取扱業者又は関係事業者に対する立入検査又は質問(当該市町の区域内に所在する当該取扱業者又は関係事業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査又は質問に係る場所に関するものに限る。)</p> <p>(5) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査(地域取扱業者に係るものに限る。)</p> <p>(6) 政令第二十一条第三項、第五項第一号又は第八項第三号の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告</p> <p>(7) 政令第二十一条第四項の規定による消費者庁長官への報告</p>		<p>て県への通報などにより県が了知した場合を除く。(4)及び(5)において同じ。)</p> <p>(4) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第六十五条第四項の規定による取扱業者又は関係事業者に対する立入検査又は質問(当該市町の区域内に所在する当該取扱業者又は関係事業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査又は質問に係る場所に関するものに限る。)</p> <p>(5) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査(地域取扱業者に係るものに限る。)</p> <p>(6) 政令第十九条第三項、第五項第一号又は第八項第三号の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告</p> <p>(7) 政令第十九条第四項の規定による消費者庁長官への報告</p>	<p>広島市、呉市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、北広島町及び神石高原町</p>
<p>二十三の三 削除</p>		<p>二十三の三 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第四条第三項の規定による導入計画の認定</p> <p>(2) 法第五条第一項の規定による導入計画の認定</p> <p>(3) 法第五条第二項の規定による認定導入計画の認定の取消</p> <p>(4) 法第八条の規定による認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助</p> <p>(5) 法第九条の規定による認定導入計画の実施状況に関する報告の徴収</p>	
<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第三号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、</p>		<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第三号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、</p>	

<p>事務</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
<p>市町</p>	<p>(略)</p>
<p>事務</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
<p>市町</p>	<p>(略)</p>

<p>二十五の二の二 削除</p>	<p>五 (建築基準法関係) (略) (1) (12) (略) (13) 法第八十五条第三項及び第五項から第七項まで、法第八十六条第一項から第四項まで、法第八十六条の二第一項から第三項まで、法第八十六条の五第一項、法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項及び第三項、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項及び第五項から第七項まで並びに条例第二十條の規定による制限の緩和等に関する許可、認定並びに許可及び認定の取消し (14) (18) (略)</p>	(略)
<p>二十五の二の二 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第四條第三項(同法第五條第三項において準用する場合を含む。)の規定による導入計画の認定</p>	<p>五 (建築基準法関係) (略) (1) (12) (略) (13) 法第八十五条第三項、第五項及び第六項、法第八十六条第一項から第四項まで、法第八十六条の二第一項から第三項まで、法第八十六条の五第一項、法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項及び第三項、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項、第五項及び第六項並びに条例第二十條の規定による制限の緩和等に関する許可、認定並びに許可及び認定の取消し (14) (18) (略)</p>	(略)

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第八十号議案

広島県立自然公園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立自然公園条例の一部を改正する条例案
 広島県立自然公園条例の一部を改正する条例

広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 公園計画（第六条―第七条の二）</p> <p>第三章の二 公園事業（第七条の三―第十条の十一）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第四章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第二十五条の二―第二十五条の六）</p> <p>第五章―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公園計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。</p> <p>4 （公園計画の廃止及び変更）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前条第四項の規定は、公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。</p> <p>（協議会による公園計画の変更の提案）</p> <p>第七条の二 第七条の四第一項に規定する協議会は第十条の七第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第二十五条の二に規定する協議会は第二十五条の三第一項に規定す</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 公園計画（第六条・第七条）</p> <p>第三章の二 公園事業（第七条の二―第十条の七）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公園計画の決定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 （公園計画の廃止及び変更）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前条第二項の規定は、公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。</p>

る自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2| 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の決定)

第七條の三 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 (略)

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第七條の四 自然公園の区域をその区域を含む市町は、規則で定めるところにより、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第二十四條第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2| 前項に規定する協議会は、知事に対し、第十條の七第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。

この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3| 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(承継)

第十條の三 公園事業者(第八條第三項の認可を受けた者に限る。)が県及び市町以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2| (略)

3・4 (略)

5| 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の決定)

第七條の二 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 (略)

(承継)

第十條の三 (略)
2・3 (略)
4| 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第十条の六 (略)

第十条の六 (略)

(利用拠点整備改善計画の認定)

- 第十条の七 第七条の四第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画(以下「利用拠点整備改善計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点の整備改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)を実施しようとする者は、共同で、知事に利用拠点整備改善計画の認定を申請することができる。
- 2| 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一| 利用拠点整備改善計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
 - 二| 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
 - 三| 利用拠点整備改善計画の目標
 - 四| 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
 - 五| 第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項
 - 六| 第八条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
 - 七| 計画期間
 - 八| その他規則で定める事項
- 3| 利用拠点整備改善計画は、景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4| 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一| 公園計画に照らして適切なものであること。
 - 二| 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
 - 三| 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四| 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5| 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6| 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

1| (認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更

第十條の八 前條第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第七條の四第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 前條第四項の認定(前項の変更の認定を含む。次條第一項及び第十條の十において同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3| 前條第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第十條の九 知事は、第十條の七第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次條において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2| 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第十條の十 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十條の七第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第八條第二項若しくは第六項の協議をし、同條第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同條第九項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第十條の十一 (略)

2| 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第十條の七第四項の認定(第十條の八第一項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改

(報告徴収及び立入検査)

第十條の七 (略)

- 善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。
- 3| 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならぬ。
 - 4| 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第十一条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

- 一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

- 二 認定自然体験活動促進事業（第二十五条の五第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第二十五条の三第一項に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為
- 三・四 (略)

(利用調整地区)

第十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

- 一・二 (略)
- 三 公園事業を執行するため、又は認定利用拠点整備改善事業を行うために立ち入る場合

- 四 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合
- 五-七 (略)

(条件)

- 第二十条 第十一条第三項及び第十二条第三項第七号の許可には、自然公園の風致又は景觀を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

第二十一条 (略)

2-6 (略)

7 (略)

- 一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為
- 二 認定自然体験活動促進事業として行う行為

- 2| 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならぬ。
- 3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第十一条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

- 一 公園事業の執行として行う行為

二・三 (略)

(利用調整地区)

第十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

- 一・二 (略)
- 三 公園事業を執行するために立ち入る場合

四-六 (略)

(条件)

- 第二十条 第十一条第三項及び第十二条第三項第六号の許可には、自然公園の風致又は景觀を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

第二十一条 (略)

2-6 (略)

7 (略)

- 一 公園事業の執行として行う行為

為

三一六 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一条第三項若しくは第十二条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第七号、第二十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第十一条第三項各号、第十二条第三項第七号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

(利用のための規制)

第二十五条 (略)

一・二 (略)

三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 (略)

第四章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第二十五条の二 自然公園の区域をその区域に含む市町は、規則で定めるところにより、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(自然体験活動促進計画の認定)

第二十五条の三 前条に規定する協議会(次条第一項において単に「協議会」という。)において、公園計画に基づき、規則で定めると

二一五 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一条第三項若しくは第十二条第三項第六号の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第六号、第二十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第十一条第三項各号、第十二条第三項第六号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

(利用のための規制)

第二十五条 (略)

一・二 (略)

2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 (略)

ころにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、知事に自然体験活動促進計画の認定を申請することができる。

2| 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

三 自然体験活動促進計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

五 計画期間

六 その他規則で定める事項

3| 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4| 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5| 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

2| (認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)
第二十五条の四 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3| 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第二十五条の五 知事は、第二十五条の第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第二十五条の第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2| 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第二十五条の六 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十五条の第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関する報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（風景地保護協定の締結等）

第二十六条 県若しくは市町又は第三十二条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十三条第一項第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

2-1-5 (略)

1-1-5 (略)

（風景地保護協定の締結等）

第二十六条 県若しくは市町又は第三十二条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十三条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

2-1-5 (略)

1-1-5 (略)

(指定)
第三十二条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2-4 (略)

(業務)
第三十三条 (略)
一・二 (略)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2| 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する（一）。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に關し必要な助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に關する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十四条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一項一号に掲げる業務を行わなければならない。

第三十九条 (略)

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十九条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の六第一項又は第二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第十一条第三項の規定に違反したとき。

(指定)
第三十二条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2-4 (略)

(業務)
第三十三条 (略)
一・二 (略)

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する（一）。

四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に關し必要な助言及び指導を行うこと。

五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に關する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十四条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

第三十九条 (略)

第四十一条 第十条の六第一項又は第二十二条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項の認可を受けた者が、同条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更したとき。

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

三 第十二条第三項の規定に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第十三条第一項又は第七項の認定を受けたとき。

五 第二十条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第四十四条 第十条の二、第二十一条第二項又は第三十五条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の十一第一項若しくは第二項、第十九条第一項若しくは第二十五条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 偽りその他不正の手段により第十三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けたとき。

三 第十六条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。

四 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十一条第五項の規定に違反したとき。

六 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

三 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定に違反した者

四 偽りその他不正の手段により第十三条第一項又は第七項の認定を受けた者

五 第二十条の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十四条 第十条の二、第二十一条第二項又は第三十五条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 偽りその他不正の手段により第十三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者

三 第十六条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

四 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十一条第五項の規定に違反した者

七 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした者

十 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同

条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしたとき。
十 第三十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

条第一項第二号に掲げる行為をした者
十一 第三十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

(提案理由)

自然公園法の一部改正を踏まえ、国立公園等と同様に、地域の主体的な取組による利用の増進を図るための制度を創設するとともに、利用のための規制を強化するため、この条例案を提出する。

県第八十一号議案

広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

案 広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例

案 広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第一条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―9 (略)</p> <p>10 第五条第一項第五号の規定にかかわらず、別表第五の使用料は、令和七年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。</p>	<p>附則</p> <p>1―9 (略)</p> <p>10 第五条第一項第五号の規定にかかわらず、別表第五の使用料は、令和五年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。</p>

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第二条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第四の使用料は、令和七年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第四の使用料は、令和五年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。</p>

(広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例(令和二年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 新条例第七条から第九条までの規定は、施行時所有者であつて、引き続き令和五年四月一日において現に広島県内の水域又は陸域に存するプレジャーボートの所有者である者についても適用する。この場合において、新条例第七条第二項中「プレジャーボートの所有者が前項の規定により係留保管施設等にプレジャーボートの係留保管を開始したときは、その所有者は」とあるのは「係留保管施設等に係留保管されているプレジャーボートの所有者は」と、「その係留保管を開始した日から三十日以内」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年九月三十日までの間」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 新条例第七条から第九条までの規定は、施行時所有者であつて、引き続き令和五年四月一日において現に広島県内の水域又は陸域に存するプレジャーボートの所有者である者についても適用する。この場合において、新条例第七条第二項中「プレジャーボートの所有者が前項の規定により係留保管施設等にプレジャーボートの係留保管を開始したときは、その所有者は」とあるのは「係留保管施設等に係留保管されているプレジャーボートの所有者は」と、「その係留保管を開始した日から三十日以内」とあるのは「令和五年四月一日から同年九月三十日までの間」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放置艇解消のための対策期間等の見直しに伴い、小型船舶用泊地の使用許可に係る使用料の徴収開始日を延期するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第八十二号議案

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

広島県建築基準法施行条例（昭和四十七年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（仮設興行場等に対する適用除外） 第十九条 法第八十五条第六項若しくは第七項の規定による許可を受けた仮設興行場等、法第八十七条の三第六項の規定による許可を受けた興行場等又は同条第七項の規定による許可を受けた特別興行場等については、この条例は、適用しない。</p>	<p>（仮設建築物等に対する適用除外） 第十九条 法第八十五条第五項の許可を受けた仮設建築物又は法第八十七条の三第五項の規定により興行場等として使用する許可を受けた建築物については、この条例は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴う引用条項の整理等を行うため、この条例案を提出する。

県第八十三号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営基幹農道整備事業（農道保全）安芸灘三期地区蒲刈大橋P二橋脚耐震補強工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和四年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 県営基幹農道整備事業（農道保全）安芸灘三期地区蒲刈大橋P二橋脚耐

震補強工事

二 工事場所 呉市蒲刈町向

三 請負金額 五三〇、七五〇、〇〇〇円

四 請負者 東京都新宿区西新宿三丁目七番一号

東亜建設工業株式会社

呉市中央三丁目一二番四号

大之木建設株式会社

五 工 期 議決の日の翌日から

令和六年一月三十一日まで

(提案理由)

県営基幹農道整備事業(農道保全)安芸灘二期地区蒲刈大橋P二橋脚耐震補強工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十四号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり福川大規模特定河川工事（電気設備）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和四年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 福川大規模特定河川工事（電気設備）
- 二 工事場所 福山市神島町
- 三 請負金額 九〇七、五〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都千代田区丸の内二丁目七番三号
三菱電機株式会社
広島市中区小網町六番一二号
株式会社 中電工
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和六年六月二十八日まで

(提案理由)

福川大規模特定河川工事(電気設備)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、
県議会の議決を求める。

県第八十五号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり国際拠点港湾広島港宇品地区クルーズターミナル（仮称）建設工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和四年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 国際拠点港湾広島港宇品地区クルーズターミナル（仮称）建設工事
- 二 工事場所 広島市南区宇品海岸三丁目
- 三 請負金額 八三六、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
大和リース株式会社
- 五 工 期 議決の日の翌日から
令和六年三月二十九日まで

(提案理由)

国際拠点港湾広島港宇品地区クルーズターミナル(仮称)建設工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十六号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり国際拠点港湾広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部上部工事（十一工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和四年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 国際拠点港湾広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部上部工事（十一工区）
- 二 工事場所 広島市佐伯区五日市港三丁目から同区五日市港四丁目まで
- 三 請負金額 四、三二〇、四七〇、〇〇〇円
- 四 請負者 南砺市苗島四六一〇番地
川田工業株式会社
船橋市山野町二七番地
株式会社 横河ブリッジ
千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一
三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和七年四月十四日まで

(提案理由)

国際拠点港湾広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部上部工工事(十一工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十七号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和四年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 所 在 | 東広島市河内町入野字元兼一〇九〇番一外六〇筆 |
| 種 別 | 土地 |
| 地 目 | 原野、山林、ため池、雑種地及び公園 |
| 面 積 | 三四〇、六三六・七四平方メートル |
| 二 取得価格 | 一、五三二、六七六、九三三円 |
| 三 相手方 | 広島市中区大手町二丁目一一番一五号
広島県土地開発公社 |

(提案理由)

建設発生土の受入れなどのための用地を取得しようとするものであるが、買入れようとする土地の予定価格が七千万円以上であり、かつ、その面積が二万平方メートル以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十八号議案

広島県水道広域連合企業団の設立について

広島県と竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町において、広島県水道広域連合企業団の設立に係る広島県水道広域連合企業団規約を定めることに關し、次により当該市町と協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の十一の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団規約

（広域連合企業団の名称）

第一条 この広域連合企業団は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する地方公共団体）

第二条 企業団は、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（企業団の区域）

第三条 企業団の区域は、広島県内とする。

（企業団の処理する事務）

第四条 企業団は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 水道事業の経営に関する事務
- 二 水道用水供給事業の経営に関する事務
- 三 工業用水道事業の経営に関する事務

（企業団の作成する広域計画の項目）

第五条 企業団が作成する広域計画（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第三項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- 一 水道事業の経営に関すること。
- 二 水道用水供給事業の経営に関すること。
- 三 工業用水道事業の経営に関すること。
- 四 広域計画の期間及び改定に関すること。

（企業団の事務所の位置）

第六条 企業団の主たる事務所は、広島市に置く。

(企業団の議会の組織)

第七条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、十九人とする。

2 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長により組織する。

(企業団議員の選挙の方法)

第八条 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長のうちから、構成団体の議会において、選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する企業団議員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

一 給水人口(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第七条第四項に規定する給水人口をいう。次号において同じ。)十万人未満の市町 一人

二 給水人口十万人以上の市町 二人

三 広島県 三人

3 構成団体の議会における選挙については、地方自治法第百十八条の例による。

(企業団議員の任期)

第九条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員又は長としての任期と同期間とする。

2 企業団議員が、次の各号のいずれかに該当したときは、その職を失う。

一 構成団体の長である者が、企業長に選出されたとき。

二 構成団体の議会の議員又は長でなくなったとき。

3 企業団の議会の解散があつたとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。

(企業団の議長及び副議長)

第十条 企業団の議会は、企業団議員のうちから、議長及び副議長一人を選挙により選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期と同期間とする。

(企業団の長)

第十一条 企業団の長は、企業長とする。

2 企業団に、企業長一人を置く。

3 企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

(企業長の選出の方法)

第十二条 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出する。

2 前項の選挙は、広島県内において行うものとする。ただし、これにより難いときは、企業長が別に定めることができる。

3 企業長が欠けたときは、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。
(企業長の任期)

第十三条 企業長の任期は、構成団体の長としての任期と同期間とする。

2 企業長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(副企業長)

第十四条 企業団に、副企業長一人を置く。

(副企業長の選任の方法)

第十五条 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て、選任する。

(副企業長の任期)

第十六条 副企業長の任期は四年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中において、これを解職することができる。

(補助職員)

第十七条 企業団に必要な職員を置く。

(監査委員)

第十八条 企業団に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に關し優れた識見を有する者から選任する。

3 監査委員の任期は、四年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(選挙管理委員会)

第十九条 企業団に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に關し公正な見識を有する者のうちから、企業団議会の選挙により選出する。

4 選挙管理委員の任期は、四年とする。

(企業団の財務)

第二十条 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、次の各号に掲げる負担割合に基づいて算出し、企業団の予算において定める。

- 一 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 当該構成団体を給水区域とする水道事業の経営に關する事務の経費に対し十分の十
- 二 広島県 水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に關する事務の経費に対し十分の十

(委任)

第二十一条 この規約の施行に關し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 施行日から令和五年三月三十一日までの間は、第四条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

(承継)

3 構成団体の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の事務は、令和五年四月一日に企業団が承継する。

4 令和五年三月三十一日において、構成団体が保有する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の資産、負債及び資本は、令和五年四月一日に企業団が承継する。

(提案理由)

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町の水道事業の経営に関する事務、水道用水供給事業の経営に関する事務及び工業用水道事業の経営に関する事務を処理するため、広島県水道広域連合企業団を設立することに伴い、同企業団規約を定めることに関し、当該市町と協議することについて、県議会の議決を求める。